

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2023年3月29日
【事業年度】	第11期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
【会社名】	株式会社 e W e L L
【英訳名】	eWeLL Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中野 剛人
【本店の所在の場所】	大阪市中央区備後町三丁目3番3号
【電話番号】	06-6271-9333 (注) 2023年6月に本社を下記に移転する予定であります。 本店の所在の場所 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 澤田 景一郎
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区備後町三丁目3番3号
【電話番号】	06-6271-9333
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 澤田 景一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	299,590	530,104	790,772	1,192,791	1,603,179
経常利益又は経常損失 () (千円)	79,751	60,026	203,219	403,287	676,053
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	83,188	15,305	184,879	340,287	449,562
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	209,034	252,195	252,195	252,195	328,165
発行済株式総数 (株)	3,647	420,500	420,500	420,500	6,959,630
純資産額 (千円)	91,080	21,011	163,868	504,155	1,105,106
総資産額 (千円)	182,499	346,436	610,981	1,061,279	1,649,042
1株当たり純資産額 (円)	25,383.28	51.26	25.89	79.84	158.79
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	15.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	22,810.24	40.02	29.31	53.95	67.18
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	65.08
自己資本比率 (%)	-	-	26.7	47.5	67.0
自己資本利益率 (%)	-	-	260.8	102.0	55.9
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	54.1
配当性向 (%)	-	-	-	-	22.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	195,898	408,642	543,378
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	15,679	73,755	136,426
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	4,560	44,560	51,189
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	326,741	617,068	1,075,210
従業員数 (人)	40	50	52	59	61
(外、平均臨時雇用者数) (人)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
株主総利回り (%)	-	-	-	-	-
(比較指標: -) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	4,900
最低株価 (円)	-	-	-	-	3,050

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 第7期から第10期までの1株当たり配当額および配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

4. 第11期の1株当たり中間配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

5. 第7期および第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第9期および第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

6. 当社は2022年9月16日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から第11期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
7. 第7期および第8期の自己資本比率および自己資本利益率については、債務超過のため記載しておりません。
8. 第7期から第10期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
9. 第7期および第8期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 第9期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、第7期および第8期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。
11. 当社は、2019年11月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（ ）を算定しております。
12. 当社は、2022年6月15日付で普通株式1株につき15株の株式分割を行っております。
第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しております。
13. 2022年9月16日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
14. 最高株価および最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
なお、2022年9月16日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
15. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第10期の期首から適用しており、第10期および第11期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

2012年 6月	大阪市中央区南船場に株式会社 e W e L L を設立（資本金 8,000千円）
2014年 6月	当社主力サービスである「訪問看護専用電子カルテ iBow」をリリース
2017年 1月	本社（大阪オフィス）を大阪市中央区内で移転
2018年 1月	東京オフィスを東京都千代田区に設置
2020年10月	訪問看護業界向け勤怠システム「iBow KINTAI」をリリース
2021年 1月	「iBow 事務管理代行サービス」提供開始
2021年 4月	訪問看護ステーション用レセプトシステム「iBow レセプト」をリリース
2022年 4月	東京オフィスを東京都中央区に移転
2022年 9月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場

3【事業の内容】

当社は、「ひとを幸せにする」をMissionに掲げ、「私たちは在宅療養（注1）に新しい価値の創造を行い、すべての人が安心して暮らせる社会を実現します」をVisionとし、地域における在宅療養を支えている訪問看護（注2）ステーション向けに業務支援SaaS（注3）として、オペレーション業務を網羅したクラウド型「訪問看護専用電子カルテiBow（以下、「iBow」という）」をサブスクリプション（注4）で提供するクラウド（注5）ソフトウェア事業を営んでおります。

当社では、サービス提供方法により「クラウドサービス」「BP0（注6）サービス」の2つに区分しております。

なお、当社のセグメントは、訪問看護ステーション向けサービス提供事業の単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。区分別の内容は次のとおりであります。

（1）クラウドサービス

サービスの概要

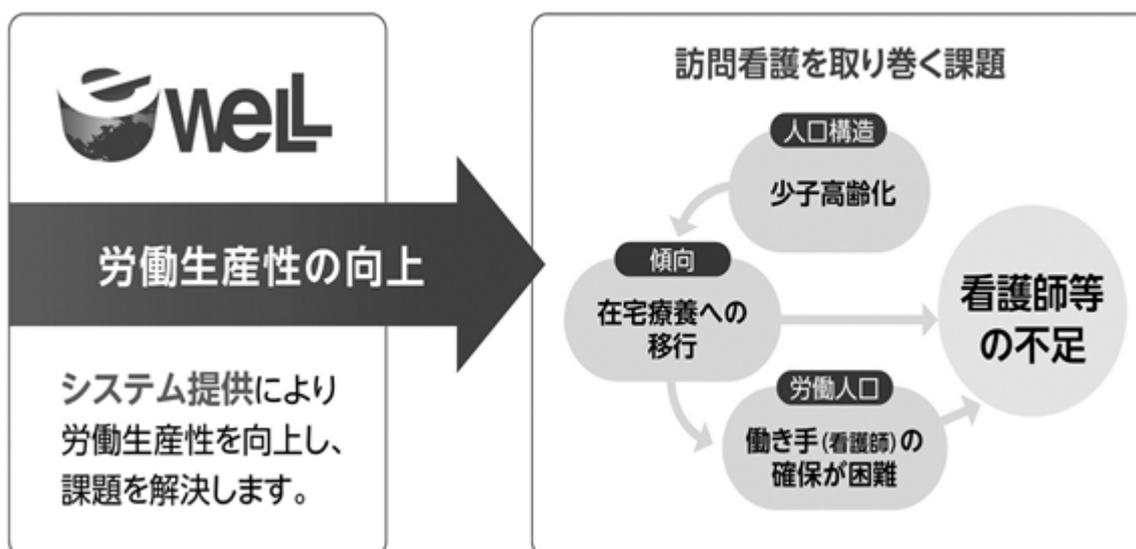
主として訪問看護ステーションに対して、訪問看護ステーションの業務全般にわたる課題解決に対処するための各種サービスを提供しております。

顧客の生産性向上に貢献するSaaS型業務支援ツール（CRM機能（注7）を有する「iBow」、保険請求を行う機能を有する訪問看護専用レセプトシステム「iBow レセプト」、訪問看護に特化した訪問看護専用勤怠システム「iBow KINTAI」、介護保険請求ファイルの伝送機能を有する「iBow 介護請求伝送サービス」（2022年10月サービス開始））を提供し、自社を中心に要件定義、機能設計（開発部分は外注を活用）から販売、運用サポートまでの一連のプロセスを対応するとともに、システム開発で培ってきたノウハウを活用して徹底して見やすさと使いやすさを重視し、訪問看護ステーションにおいて業務効率を図る機能を備えたツールを主要な料金プランでは基本料金と従量課金制で提供しております。

訪問看護業界のDX（注8）推進に貢献する「iBow」

当社は、訪問看護ステーションで働く看護師等（看護師等に含まれるのは、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士になります）が、在宅療養中の患者宅に訪問シケアを実施する度に記録書類（カルテ）を作成する義務があることに着目し、患者宅で記録書類の作成、過去のカルテ等の確認が簡単にできることで訪問看護師等が本来提供する業務に専念することができ、訪問看護ステーションが収益を新たに生み出せるのではないかと考え、顧客である現場で働く看護師等の意見を聴取し、UI/UX（注9）にこだわってシステムを開発してまいりました。また何が必要かを徹底的に追求するため、自社でも訪問看護ステーションを立ち上げ（現在は閉鎖）対応してまいりました。

当社が創業した2012年には各種記録が手書きで行われていた訪問看護業界にICT（注10）の活用を提案し、未だ半数以上が紙カルテに手書きをしているというアナログな業界に、DXを推進すべく事業展開しております。訪問看護ステーションの業務効率の向上に貢献するとともに、記録される情報をデータ化し蓄積することを推進しております。



サービスラインアップ

当社は、訪問看護市場向けに、「iBow」、「iBow レセプト」、「iBow KINTAI」、「iBow 介護請求伝送サービス」（2022年10月サービス開始）を提供しております。

提供サービスを取りまとめると次のとおりとなります。

提供サービス	課金の種類	概要
iBow	<p>(主要な料金プラン) 基本料金 + 従量課金 基本料金：18,000円/月 従量課金：訪問件数 × 100円 原則、2年以上の期間契約</p>	<p>訪問看護ステーションは、介護サービス事業、指定医療機関として地方自治体および厚生労働省の許認可を得て行う事業であります。看護師等が患者宅へ訪問し、主治医の指示のもとで立案する看護計画に基づき看護ケア等を行うことで収益を得る事業であることから、利用者宅への訪問件数が増えることで収益が増えていきます。またターミナル期の在宅看取り、小児慢性疾患や精神疾患患者への地域での対応等、乳幼児から終末期までの幅広い在宅療養を地域の中心となって行っています。</p> <p>訪問看護ステーションは当社のサービスを利用することで、看護師等の訪問看護業務を効率化（残業時間の削減や1日当たりの訪問件数の向上に寄与することを開発コンセプトとして提供しております。）し、また地域包括ケア（注11）として重要である多職種への情報提供等も迅速に行えるため、看護師等が安心・安全に在宅看護ケアに集中する時間づくりに寄与し、一人当たりの訪問件数を増加させ、労働生産性を上げることを目指しております。</p> <p>当社のサービスはSaaSでのシステム提供だけでなく、顧客に対して訪問看護制度への質問に対する回答や、法律が改正される都度の情報提供等も自社運営のカスタマーサポートが行っており、看護師等が制度理解や解釈で悩む時間を削減させることで訪問件数の増加に寄与しております。</p> <p>なお、当社の提供するシステムは、電子カルテ運用に係るガイドラインである3省2ガイドライン（注12）（厚生労働省、総務省、経済産業省）を踏まえたサービスを提供する電子カルテシステム（注13）であります。</p>
iBow レセプト	<p>従量課金 最低利用料金： 7,000円/月 原則、単月または年間契約</p>	<p>本システムは、「iBow」と完全に連携されており、「iBow」で患者宅に訪問し看護を実施した記録を看護師等が作成することで、レセプトの計算が自動的に行われるよう開発しております。</p> <p>レセプト請求の諸元となる訪問看護記録から請求が自動で作成されることで、不正請求や誤った請求等を抑制することができ、訪問看護ステーションのガバナンス強化に貢献するものであります。</p> <p>また訪問看護ステーションは看護師等の医療従事者が管理運営しているため、事務手続きのレセプト作成に自信がない管理者も多く、そういった人でも「iBow」を適正に入力しておくことで、レセプト請求が容易にできます。</p> <p>電子カルテの「iBow」と「iBow レセプト」が完全連携していることで、レセプト請求事務に多くの時間を費やしていた看護師等が効率的にレセプト業務を行うことができることから、看護に集中する時間を新たに生み出すことができます。</p> 

提供サービス	課金の種類	概要
iBow KINTAI	<p>原則、無償 有償の場合は、単月または年間契約</p> <p>利用者数に応じた従量課金制での一部有償サービスもあります。</p>	<p>訪問看護ステーションで働く看護師等の就業環境は、一般的な企業と異なり、就業時間中の中抜けやシフト制の勤務、夜間や休日に患者や患家、主治医からの緊急連絡が入る体制を取るために、定めた携帯電話を保持するオンコール当番（注14）といった特殊なものがあります。また常勤換算（注15）と言われる訪問看護ステーション特有の計算、管理、定められたフォーマットでの書類の作成が必要な事業であります。</p> <p>本システムは、スマートフォン、タブレット、パソコンのどのような機器でも、また、出先や自宅等、どこからでも打刻ができ、GPSで位置情報も取得することが可能なため、直行直帰やテレワークに有効なシステムとして提供しております。</p> <p>当社の顧客でない方も無償で利用できるようにしており、訪問看護業界自体の発展に寄与すべく取り組んでおります。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>直行・直帰で打刻 1日複数回の勤務も管理 複雑なシフトに対応 柔軟なスタッフ管理機能 オンコール当番表の作成 出退勤状況を一覧管理 常勤換算表を自動作成 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表</p> <p>画像は、iBow KINTAIの利用画面であります。</p>
iBow 介護請求 伝送サービス	<p>定額課金 初期登録費用： 2,400円 月額利用料金： 980円</p>	<p>本サービスは、「iBow レセプト」に追加された機能であり、2022年10月よりサービスの提供を開始しております。iBowレセプトの機能により、国保連合会への介護保険請求データの伝送をインターネットで行います。訪問看護ステーションにおいては、「電子証明書」も「国保伝送ソフト」も購入不要です。</p>

ビジネスモデルによる安定した収益基盤

当社は、サブスクリプション型で顧客にサービスを提供しております。一般的なイニシャル（初期費用）やID課金という形態とはらず、主要な料金プランでは1ステーション毎に定める月額基本料金に加え、看護師等が患者宅に訪問する訪問1件あたり幾らの利用料金をいただく従量課金で収益を得ており、顧客である訪問看護ステーションの収入が増える（訪問件数が増える）ことで当社の収益も増えるwin-winの関係を築いております。

情報セキュリティ管理への取り組み

当社のサービスを通じて顧客は個人情報および医療情報を取り扱います。当社の提供するサービスは、インターネットを利用しているため、自然災害、事故、不正アクセス等によって通信ネットワークの切断、サーバー等ネットワーク機器に作動不能等のシステム障害が発生する可能性があります。稼働状況の定期的なモニタリングや異常発生時の対応方法の明確化等、システム障害の発生防止のための対策を講じております。

当社は、外部クラウドサーバーにて提供しており、安定的な稼働が当社の事業運営上、重要な事項となっております。当社では継続的に稼働しているかを常時監視しており、障害の発生またはその予兆を検知した場合には、当社の役職員に連絡が入り、早急に復旧するための体制を整えております。国内に点在する複数の地理的リージョン（注16）で運用されております。

当社では、情報セキュリティに関する取り組みとして、情報セキュリティ管理に関する規程の制定、社内教育を実施し、情報管理への意識向上を図るとともに、情報セキュリティマネジメントシステムISMS（ISO27001）（注17）認証を取得し、情報セキュリティ体制および情報流出防止対策を構築しております。

訪問看護ステーション向けサービス提供事業の競争優位性

当社は、設立時点において既に訪問看護業界にも定着していたレセプトシステム（勘定系システム）ではなく、紙カルテに手書きをしているというアナログな訪問看護業界のDXを推進すべく、「iBow」（CRM系システム）を提供しております。

当社は訪問看護ステーションで働く方々が日々の業務に必要なことをデジタル化し、その情報をもとにレセプトシステムへデータが流れる仕組みを提供しておりますが、一般的にはレセプトシステムがメインであり、CRM系機能が主ではなくレセプトシステムの付帯機能となっていることが多く見受けられます。

当社の提供するサービスにより、訪問看護師等が日々業務を効率的に行うことが可能となるため、看護師等が訪問する件数が増えることやステーションの管理者がレセプト以外の他の業務を遂行しやすくなります。当社は、現場第一主義を掲げ、常にUI/UXを追求しております。

また、この仕組みは訪問看護ステーションによる不正請求の防止にも効果を発揮します。日々の情報をもとにレセプト情報を作成する当社の仕組みでは記録がないと処理できませんが、レセプトありきのシステムでは記録を後から記録する仕組みもあり、不正につながる可能性もあります。訪問看護ステーションが図らずも不正請求が生じにくいシステムを提供することで、適正な業務支援を行っております。

「iBow」とレセプトシステムとの違い



当社の主力サービス「iBow」のターゲットである日本全国の訪問看護ステーション数は、14,304ステーション（2022年4月1日現在、一般社団法人全国訪問看護事業協議会「令和4年度訪問看護ステーション数調査結果（2022年6月）」）存在し、「iBow」の契約ステーション数（稼働ステーション数およびサービス準備中のステーション数の合計）は2,161社（2022年12月末時点）となっており、訪問看護ステーション全体に占める当社の市場シェアは15.1%（2022年12月末時点）であります。2020年以降新型コロナウイルスが猛威を振るった影響もあり、訪問看護の業界においても、集合して申し送りをしない、直行直帰を行う等、モバイル等の活用に積極化してきていることから、ICTの普及率は上昇傾向にあると考えております。このような中で、早くからモバイルを活用したサービスの提供を行ってきた当社としては、未利用企業の新規開拓促進により、さらなる高い市場シェア獲得を目指しております。

（2）BPOサービス

サービスの概要

BPOサービスとして、「iBow 事務管理代行サービス」を提供しております。事務管理代行サービスでは、正しいレセプト業務を行うために必要である医療・介護保険情報の登録や、医師からの指示書情報の登録を代行すること、また請求諸元となる電子カルテ情報の確認等を当社が行うことで、顧客における人的リソースを収益獲得に集中することに貢献できるものとしてサービスを提供しております。

主なサービスの内容は、「利用者情報の登録代行」「日々の記録、各種説明等の確認」「レセプトの作成」「審査結果の対応」「利用者請求書/領収証データ作成」等になります。

サービス優位性

一般的に医療保険でのレセプト業務とは、組合健保や協会けんぽ、市区町村等の健康保険の保険者に診療報酬を請求する業務のことを指します。「レセプト」とは、保険者に請求する診療報酬明細書であります。「診療報酬」とは、診療に要した費用のことで、診療報酬点数表に基づいて点数で算出されます。「医療費」は診療報酬点数から1点=10円として金額で算出されます。日本では国民皆保険制度により、加入者が診察を受けるときは最大で医療費の3割を患者が負担し、残りの7割は健康保険組合等を運営する保険者が負担する仕組みとなっています。

訪問看護ステーションのレセプト請求業務は、医療保険の診療報酬計算、療養費明細書請求、介護保険の介護報酬計算と請求、自費訪問（保険外でのサービスとなります。訪問看護ステーションは混合診療可能）の計算と請求であります。患者の主病名、状態に応じて、医療保険、介護保険の制度を利用することになり、また患者および患家からの要望があった場合には自費の訪問も行います。また医療保険、介護保険だけではなく、患者の世帯収入や患者の年齢、主病名等に応じて、国の補助である公費の利用や、社会福祉保障制度等も活用されます。

このように医療、介護保険の切り替えを確認するのはもちろんのこと、様々な制度を活用しながら、正しく保険者に医療費および介護費を請求し、自己負担分を患者へ請求する業務がレセプト業務であります。一人の患者の医療および介護保険毎に保険者への請求を計算し、請求を行いますが、その請求計算や入力に間違いが一箇所でもあった場合は、その患者の保険請求全額が返戻となって差し戻され、支払われなくなります。よって正確なレセプト請求を行うことが、指定訪問看護ステーションとしての収入を支え、また安定した経営を行う重要な業務となるため、訪問看護ステーションでは重要視されています。

当社の「iBow」を訪問看護ステーションが利用することで、複雑な医療、介護の制度が違う請求対応や、患者毎に異なる加算算定、保険者への請求漏れや不正請求等の問題が解消することになり、管理者（看護師）の業務負担の軽減を実現することができ、管理者が看護ケアに集中し訪問看護に向き合う時間を確保することができるようになるため、訪問看護ステーションの訪問件数向上につながります。また複雑で難しいレセプト業務を担当する専門的な事務員の確保が困難なステーションにとっては課題解消の選択肢になります。

収益構造

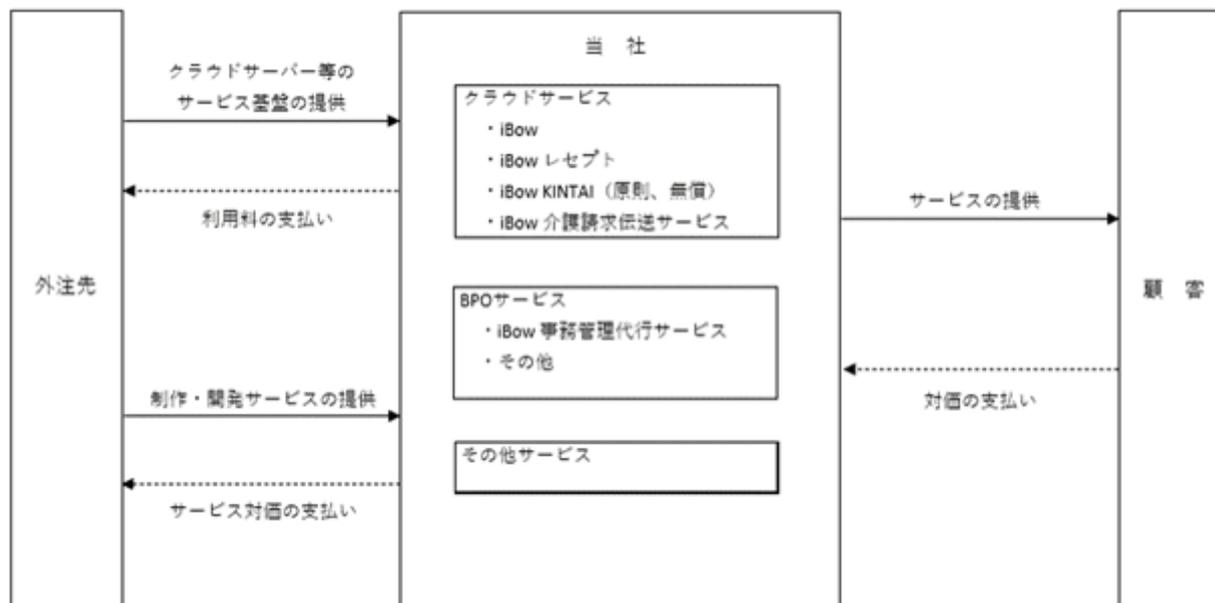
提供価格は、顧客の総売上（保険、自己負担分、自費）の一定割合（最低利用料金100,000円、利用料金：顧客の総売上の一定割合）をいただくこととしており、顧客の収入が増えることで当社の収益も増える仕組みとしております。「iBow 事務管理代行サービス」は、2021年1月より本格的にサービス提供を開始し、2022年12月末における契約ステーション数は84ステーションであり、さらなる拡大を目指しております。

用語

注1	在宅療養	「可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けたい」在宅医療は、そのような患者さんの想い、ご家族の想いを大切にしながら、医療・介護の多職種が連携して行う医療です。そして、その在宅療養生活を支えるのが在宅医療であります。
注2	訪問看護	病気や障害を持った方が住み慣れた地域やご家庭で、その人らしい療養生活が送れるように支援するサービスです。地域の訪問看護ステーションから、看護師や理学療法士・作業療法士等がその方が生活する場所へ訪問し、医療的ケアを提供します。
注3	SaaS	クラウドで提供されるソフトウェアのことを指します。企業側にソフトウェアをインストールするのではなく、クラウドを通じてオンライン上でソフトウェアを提供することで、常に最新版のソフトウェアを利用することができます。
注4	サブスクリプション	「料金を支払うことで、製品やサービスを一定期間利用することができる」形式のビジネスモデルのことです。
注5	クラウド	クラウドコンピューティングの略語で、インターネット経由で必要な時に必要なだけITシステムを利用する仕組みの総称であります。ソフトウェア、ハードウェアを所有してITシステムを利用するのに比べて、ITシステムに関する開発や保守・運用の負担が軽減され、コスト削減につながる技術として普及しております。
注6	BPO	ビジネス・プロセス・アウトソーシングの略語であり、企業活動における業務プロセスの一部を一括して専門業者に外部委託することです。
注7	CRM機能	訪問看護ステーションにおいて、従来手書きで対応されていた「入院時サマリー、カンファレンス記録、看護計画、看護記録」、統計データ、対応記録、ヒヤリハット、サービス提供票、情報提供書」等の顧客管理情報を電子データで管理する機能を指しております。
注8	DX（デジタル・トランスフォーメーション）	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること ・既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーションをもたらすもの
注9	UI（User Interface）	Webサイト等を利用する際の情報の表示形式や操作性のことです。
	UX（User Experience）	Webサイト等を利用して得られる体験、また、その心地よさや充足感等の概念です。
注10	ICT	インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略語であり、情報処理技術や通信技術を総称する用語です。
注11	地域包括ケア	「地域包括ケア」とは、「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される」という考え方です。
注12	3省2ガイドライン	<p>医療情報を電子的に扱う際の安全管理の観点から、厚生労働省、総務省、経済産業省の3省が策定した2つのガイドラインを、まとめて3省2ガイドラインといいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（第5版）」 ・経済産業省「医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン」 <p>厚生労働省のガイドラインは、病院や一般診療所、薬局等の医療機関向けのガイドラインです。経済産業省のガイドラインは、医療情報を取り扱うクラウドサービス事業者・情報処理事業者を対象としています。</p>

注13	電子カルテシステム	<p>電子カルテとは病院で医師が記録する診療記録（カルテ）を電子化し、保存・管理するシステムのことです。電子カルテは、「真正性」「見読性」「保存性」の電子保存の3原則を満たさなければいけません。</p> <p>真正性：正当な人が記録し確認された情報に関し第三者から見て作成の責任の所在が明確であること故意または過失による、虚偽入力、書き換え、消去、および混同が防止されていること</p> <p>見読性：電子媒体に保存された内容を、権限保有者からの要求に基づき必要に応じて肉眼で見読可能な状態にできること</p> <p>保存性：記録された情報が法令等で定められた期間に渡って真正性を保ち、見読可能にできる状態で保存されること</p>
注14	オンコール当番	<p>訪問看護ステーションの多くは、利用者の急変等に備えて24時間体制を採っています。オンコールとは、こうした緊急の呼び出しや訪問に備えて待機することです。オンコールの対応は、担当の訪問看護師が専用の携帯電話を持ち、利用者やご家族からかかってきた電話に応じるという形が一般的です。</p>
注15	常勤換算	<p>医療や介護の質を保つため、国は事業所規模やサービス内容に応じた、人員配置基準を定めています。しかし、正社員やパート等、労働時間が異なる人を同じ1人と考えると、実際の現場では基準を下回っていたということになりかねません。基本的には、すべての従業員の労働時間を足し、フルタイムの労働時間で割ることで、「通常何人で働いているか」を示します。その事業所の労働者の平均を表すのが「常勤換算」であります。</p>
注16	リージョン	<p>リージョンとは、地理的に近い「ゾーン」をグループ化したもので所在地を特定することができ、またリージョン毎に完全に独立しています。</p>
注17	ISMS (ISO27001)	<p>ISMSとは、Information Security Management Systemの頭文字をとった略称で、情報セキュリティマネジメントシステムのことを意味しております。</p> <p>ISO27001とは、組織内の情報を守り有効活用するための情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関するISOの規格であります。</p>

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
61	37.2	3.3	5,342,331

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者がいないため外書での記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は訪問看護ステーション向けサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連性については、記載していません。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針について

当社は、企業理念として次の「Mission」「Vision」「Value」を掲げております。

Mission「ひとを幸せにする」

Vision「私たちは在宅療養に新しい価値の創造を行い、すべての人が安心して暮らせる社会を実現します」

Value「(Be a challenger: 努力と挑戦を続け、成長し続けます。)

(Be innovative: 新しいことを追求し、新たな価値を創造し続けます。)

(Be sincere: 真心をもって誠実にひとに向き合い、信頼に溢れる豊かな人生を築きます。)

(Be positive: 物事を自分事として捉え、何事もチャンスと解釈し、前進させます。)

(Be professional: 法と秩序を守り、ひとに安心と感動を与えるプロ集団を目指します。)

(2) 経営戦略について

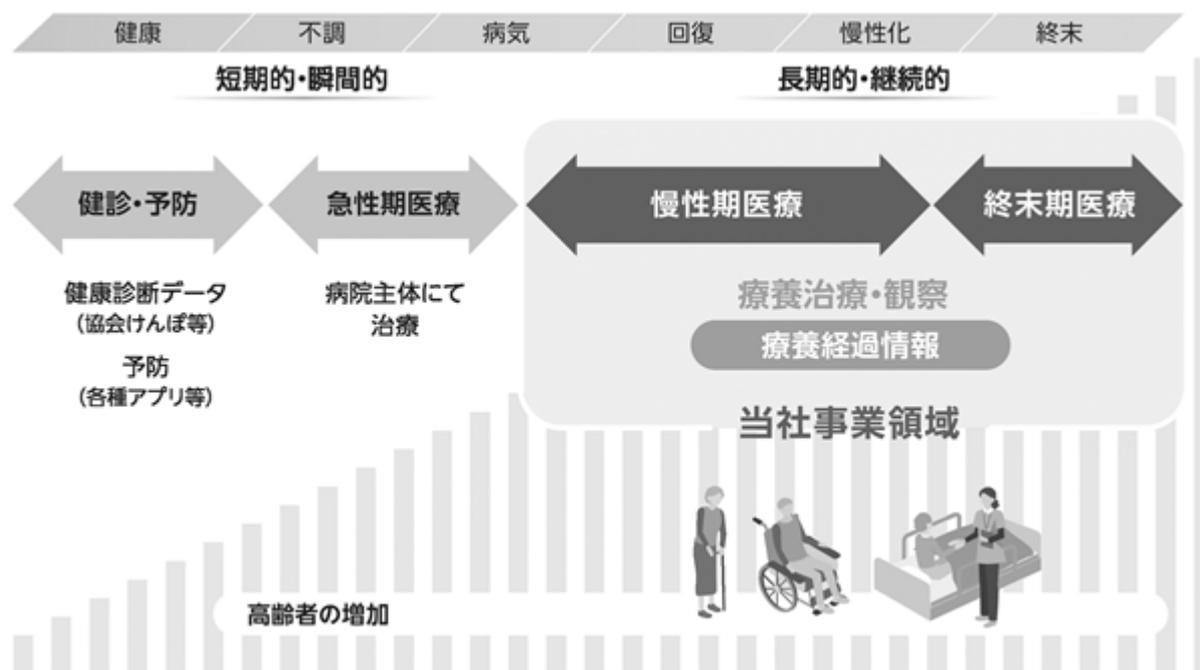
今後の方向性は、主力サービス「iBow」の市場シェアを拡大させるとともに、第2のサービス「iBow 事務管理代行サービス」も拡大させることで訪問看護市場におけるプラットフォームとしての地位の確立を目指します。

また、主力サービスで得られる情報を匿名加工情報(特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報)として活用することでPHR(注)を活用したデータビジネス(地域包括ケア事業)につなげ、当社の事業領域の拡大と企業価値の向上を図ってまいります。

当社の事業領域は、療養治療・観察の慢性期医療と終末期医療分野という、長期的で継続的な医療・介護分野です。現在はiBowを中心に在宅療養の核となる訪問看護ステーションに向けて業務支援システムとBPOサービスを提供しております。日本では、医療・介護・健康分野の情報化として、PHRを中心とした医療データの利活用が推進されております。当社においてもこのPHR情報を地域包括ケアシステムの中に取り込み、患者を中心とした関係者が、安全で安心して情報共有ができる仕組みの構築と提供を考えております。

また、2021年より開始している在宅治験支援をはじめ、在宅医療データの活用による第3のサービスの確立が当社のさらなる成長に大きく貢献すると考えております。

(注) パーソナルヘルスレコードの略語であり、個人の健康・医療・介護に関する情報のことを指します。



(3) 経営戦略上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、事業規模と収益性を測る指標として、売上高および営業利益を重視しております。

また、主力サービス「iBow」においては、サブスクリプション型のサービスを提供しているため、当社がサービスを提供する稼働ステーション数の拡大、市場シェアの拡大、月次平均解約率の低減および顧客平均単価の向上を重要な経営指標としております。複合サービスを展開し、市場シェアの拡大、満足度の向上(解約率の低位安定)、顧客単価向上の循環が当社の持続可能な成長の基礎と考えております。

(4) 経営環境について

当社の顧客である訪問看護ステーションの事業環境は、1992年に老人保健法等の一部改正により新設された老人訪問看護ステーションからの指定老人訪問看護が始まり、1994年の健康保険法等の一部改正で創設された訪問看護ステーションから高齢者以外の在宅療養者にも指定訪問看護が提供されることとなり、以降、指定訪問看護事業所は「老人」をとり「訪問看護ステーション」となっております。

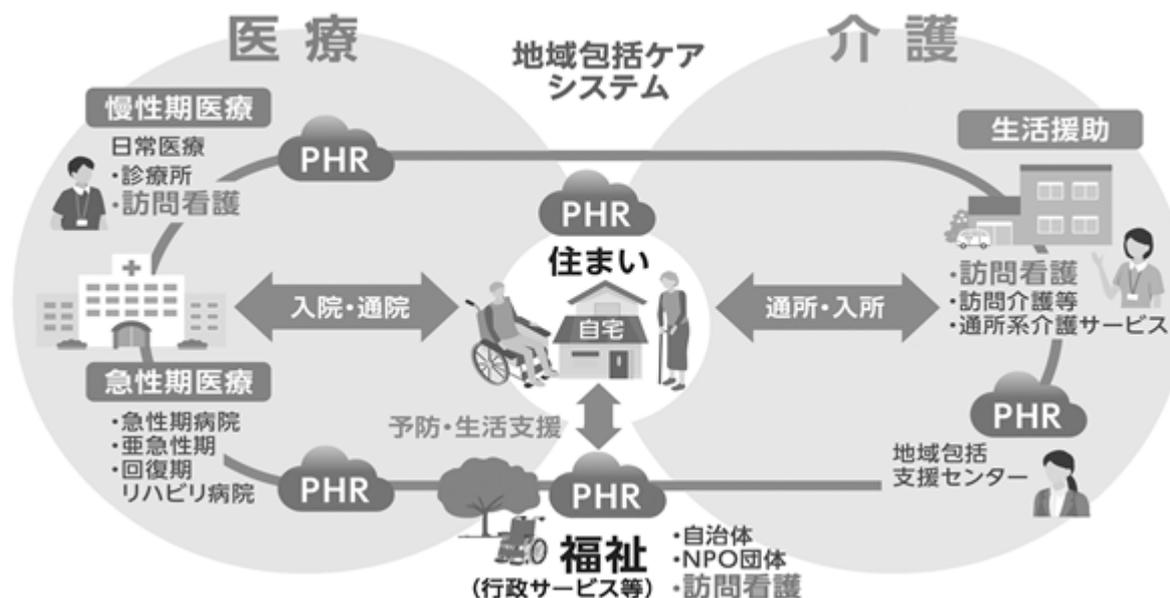
2000年の介護保険制度施行後は、訪問看護が介護保険制度の居宅介護サービスのひとつとして位置付けられて要介護認定者等にも訪問看護を提供することになり、2006年には要支援者に対する訪問看護は予防給付の「介護予防訪問看護」とされ、介護給付の「訪問看護」と区分され今日に至っております。

2011年には「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定され、地域包括ケアシステムの実現に向けて、医療ニーズを伴う要介護者への介護・看護一体的提供が進められています。

訪問看護制度は、乳幼児から高齢者まで家族も含めて、医師と連携し疾病や障がいの悪化防止、病院等からの在宅移行支援、在宅療養生活支援（24時間体制で緊急対応も含む）、エンドオブライフケアを行うのが訪問看護で、予防・医療・介護機能を合わせもち生活支援を行う看護は地域包括ケアシステムの要となっております。

以上のことを踏まえ、厚生労働省の「医療従事者の需給に関する検討会・看護職員需給分科会の中間まとめ」によると、2025年までに、超過勤務時間が月10時間以内で有給休暇5日以上取得する場合を前提とした場合、2016年時点の訪問看護に従事する看護職員数は4.6万人が2025年には11.7万人が必要と試算されております。これは、在宅療養の需要が増え、2025年には2倍以上の訪問看護師等の従事者が必要になることを指しております。

「iBow」を通じた、地域包括ケアシステムへの取り組み PHR (Personal Health Record) の活用へ



日本国内においては、少子高齢化が進み、就業人員の減少が見込まれるなか、試算通りの看護師等の確保が可能であると楽観視できないものと当社は考えております。一方、需要は伸びていく状況にあるため、当社は当社のシステムやサービスを提供することで、一人一人の訪問看護師等が効率的に業務を進めることができる状況を作り出し、訪問看護師が増えない状況を、一人当たりの訪問件数を増加させることでカバーすることにより、この需給問題の解決になるのではと考えております。

また、経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師等の受入れが一般的になり、訪問看護ステーションにおいても就業されるようなことが生じたときには、当社の「iBow」も多言語化への対応等が必要になってくると考えております。

(5) 社会ニーズの高まる訪問看護市場の拡大

訪問看護ステーションは、介護保険と医療保険の利用者に訪問看護を提供し、両保険に対する請求に基づき報酬が支払われております。介護給付費と医療費の割合でみると、6,682億円のうち介護給付費が3,428億円(51.3%)、医療費が3,254億円(48.7%)になっており、年々医療費割合が増加し、訪問看護への支払額は、10年間で約3倍に拡大しております。

・訪問看護業界における医療費と介護給付費

(単位：億円)

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
合計	2,048	2,214	2,376	2,682	2,940	3,282	3,689	4,156	4,666	5,215	5,824	6,682
医療費	665	740	808	956	1,086	1,256	1,485	1,743	2,023	2,355	2,727	3,254
介護給付費	1,383	1,474	1,568	1,726	1,854	2,026	2,204	2,413	2,643	2,860	3,097	3,428

(出所：医療費は厚生労働省「国民医療費の概況」(2009年～2020年)、介護給付費は同省「介護給付費等実態統計」(2009～2020年)、合計は当社集計)

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

市場環境および顧客ニーズにタイムリーに対応できる開発体制の強化

当社は創業以来、「世にある物は活用し、世にない物を作りだす」を合言葉に、訪問看護ステーション向け業務支援システム「iBow」を提供してまいりました。

2020年12月期には、損益分岐点も超え営業利益率が2021年12月期は33.7%、2022年12月期は43.2%と安定した収益を達成しております。

しかしながら、今後さらなる市場スケールの拡大に対応するため、開発体制の強化が必要と考えております。そのため人材の確保が必須と考えており、継続的な人員採用活動および人材教育を実施し、開発体制の強化に取り組む方針であります。

第3のサービスの確立

クラウドサービスおよびBPOサービスに次ぐ第3のサービスとして、医療データを活用した事業への参入に取り組む所存であります。

「iBow」に蓄積された膨大な在宅療養データの活用と、訪問看護ステーション毎の業務量や業務内容のデータを活用するサービスの確立が当社のさらなる成長には欠かせないと考えております。

内部管理体制の強化による事業基盤強化

当社は、業務運営の効率化やコーポレート・ガバナンス、リスクマネジメントのための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。引き続き経営の公平性や透明性を確保するために内部統制の実効性を高め、内部管理体制の強化に取り組み、事業基盤を強化いたします。

システム信頼性の継続的な維持や品質の向上、設備環境の強化

当社は、顧客に安心して当社サービスを利用していただくためには、システム稼働の安定化が重要な課題であると認識しております。セキュリティ・開発・保守管理体制の整備は不可欠であり、今後も引き続き投資を行い、システムの継続的な安定化、品質の向上に取り組む方針であります。

2【事業等のリスク】

当社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を与える可能性のある事項を以下に記載しております。

また、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスクに対し発生の可能性を十分に認識したうえで、発生回避および発生した場合の迅速な対応に努める方針であります。

なお、本記載事項の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境および事業内容に関するリスクについて

医療保険制度・介護保険制度の改正対応について（影響度：大、発生可能性：低）

当社がサービス提供を行っている「iBow」については、医療保険制度・介護保険制度の影響を強く受けます。定期的に法律全般に関する検討が加えられ、2年に1度診療報酬の見直し、3年に1度介護報酬の見直しが行われることになっており、これらの改正に対応するための適時なシステム開発が必要となります。

こうした状況は、同業他社も同様の条件であるため、開発において他社に先んじることや差別化を図ることでシェアの拡大に直結することになりますが、逆に遅れをとった場合には当社の事業および業績に重要な影響を与える可能性があります。

また、新たな市場動向の変化や医療保険・介護保険法の改正動向次第で当社や顧客である訪問看護の事業環境が大きく変わる場合があります。これらの事業環境の変化が顕在化し、また、当社が適時適切に対応できず、サービスの導入延期やサービス利用数の削減、他社サービスへの乗り換え等に繋がった場合は、当社の事業および業績に重要な影響を与える可能性があります。

これに対する取り組みとして、関連法令の動向等を捉え、それらを経営・事業の戦略に適時適切に反映しております。

特定業界への依存について（影響度：大、発生可能性：低）

当社は、全売上が訪問看護ステーションを中心とする訪問看護業界向けという特定の業界に集中しております。過度に依存することがないように訪問看護業界以外の分野への展開も視野に入れ、2021年12月期より在宅治験支援に取り組み始めるなど、事業基盤の盤石化を図っておりますが、現在の訪問看護業界からの需要が大幅に縮小した場合や看護師等の不足に伴い、訪問看護ステーションが常勤換算等の要件を満たせず訪問看護ステーション数が大幅に減少した場合には、当社の事業および業績に重要な影響を与える可能性があります。

クラウド関連市場について（影響度：大、発生可能性：低）

当社が行っている訪問看護ステーション向けサービス提供事業は、売上高の大部分をクラウドサービスで提供しております。クラウドサービスに関連して、今後新たな法的規制の導入、技術革新の停滞等の要因により、クラウドサービスの導入が想定通りに進捗せず、クラウド関連市場の成長が阻害される場合には、当社の事業および業績に重要な影響を与える可能性があります。

これに対し、クラウド関連市場における新たな法的規制や技術革新等の動向について、常に情報収集に努め、クラウドサービスの提供に支障が生じないよう対策を検討できる体制を構築して参ります。

特定のサービスへの依存について（影響度：大、発生可能性：低）

当社は、「iBow」、「iBow レセプト」、「iBow 事務管理代行サービス」等を提供しておりますが、現在、全体の売上高に占める「iBow」の割合が多く（2022年12月期の売上高に対して86.2%を占めております。）、同サービスに依存しております。当社は、収益源の多様性を持つことにより、より安定した体制の構築を目指すべく、コンテンツサービスの拡大や、新たに当社の柱となる新規サービス、事業の開発に向け積極的に取り組んでおります。

しかしながら、現時点において主要サービスである「iBow」が顧客のニーズと乖離した場合や競合他社に対する優位性を喪失する等の事態に陥った場合、当社の事業および業績に重要な影響を与える可能性があります。

これに対して、第2の柱である「iBow 事務管理代行サービス」の強化、第3の柱としてPHRを中心とした医療データの利活用を進めていきます。

他社との競合について（影響度：中、発生可能性：低）

現在、国内で介護・医療分野におけるクラウドサービス事業を展開する競合企業が複数存在しており、今後の市場規模拡大に伴い新規参入を検討する企業が増加する可能性があります。

その中で当社は訪問看護ステーション向けに特化し、利用者である看護師等の視点を重視し提供することで市場における優位性を構築し、競争力を向上させてまいりました。

今後、利用者目線を重視し、UI/UXを追求しシステム構築を推進してまいりますが、新規参入等により競争が激化した場合には、当社の事業および業績に重要な影響を与える可能性があります。

これに対する取り組みとして、徹底した利用者目線を持ち、訪問看護という特定の分野に深化し続けることで、競合他社に対して十分な競争優位性を実現していきます。

技術革新について（影響度：中、発生可能性：低）

当社のサービスは、インターネット関連技術に基づいて事業を展開しておりますが、インターネット関連分野は新技術の開発およびそれに基づく新サービスの導入が相次いで行われ、非常に変化の激しい業界となっております。このため、当社は技術者の採用・育成に関する技術やノウハウの取得に注力しております。

しかしながら、このような技術やノウハウの獲得に困難が生じた場合、また技術革新に対する当社の対応が遅れた場合には、当社の競争力が低下する可能性があります。さらに、新技術への対応のために追加的なシステム、人件費等の支出が拡大する可能性があり、その結果、当社の事業および業績に重要な影響を与える可能性があります。

これに対する取り組みとして、常に複数の外注先と情報交換を進め、企画・要件定義は自社内で進めるが開発等については積極的に外部を活用することで技術の陳腐化を回避しております。

システム障害について（影響度：中、発生可能性：低）

当社のサービスは、サービスの信頼性および取引の安全性の観点からも、当社の事業用ITインフラは障害に強い設計としております。また、管理を強化するため、情報システム開発および運用経験の豊富な人材の採用を積極的に実施しております。

しかしながら、このような体制による管理にもかかわらず、未知のコンピュータウイルスやテロ攻撃、通常使用時だけでなくシステム改修やリプレイス時のシステムトラブル等により想定を超える事故が発生した場合、当社が保有する設備の損壊や電力供給、インターネットアクセスの制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生し、その結果、当社はサービス提供および営業取引に深刻な影響を受け、当社の事業および業績に重要な影響を与える可能性があります。

これに対する取り組みとして、十分なセキュリティ対策を施した上で、クラウド化を実施する等、有事の際にもサービスを提供できるよう対処しております。さらに、システム開発およびシステム運用経験の豊富な人材を採用すると共に、システムに関する従業員向け教育を積極的に実施する等、体制面での強化も継続して取り組んでおります。

既存ユーザー企業の継続について（影響度：小、発生可能性：低）

当社のサービスは、サブスクリプション型のビジネスモデルであることから、当社の継続的な成長には、新規契約ステーションの獲得のみならず、既存契約ステーションの維持が重要と考えております。

しかしながら、当社サービスの魅力の低下、競合他社に対する競争力の低下、顧客ニーズに合致しない等により、当社の想定を大幅に下回る継続状態となった場合には、当社の事業および業績に重要な影響を与える可能性があります。

現状においては、2022年12月期における月次平均解約率(注)が0.07%であり、過去のこれまでの実績から当該リスクが顕在化する蓋然性は高くはないと、当社では認識しておりますが、既存契約ステーションの維持については、機能の追加開発やサポートの充実により、契約の継続維持・向上を図っております。

(注)月次平均解約率は、各月の売上に対する前月解約による売上の減少割合である月次解約率を算出し、当該月次解約率を単純平均しております。

新規事業展開に伴うリスクについて（影響度：小、発生可能性：低）

当社は、既存システムを活用した新規事業の開発を進めております。新規事業の展開にあたっては、当初見込み通りの展開ができず投資を回収できなくなる可能性があり、当社の業績に重要な影響を与える可能性があります。当社は新規事業の実現可能性を慎重に見極め、開発計画を立て進捗管理を適切に行っておりますが、開発が想定通りに立ち上がらなかった場合には、当社の事業および業績に重要な影響を与える可能性があります。

外注先への依存について（影響度：小、発生可能性：低）

当社は、提供するサービスや機能を開発する場合、企画・要件定義を自社で行い、コーディング等の開発は外注を利用しております。外注先を十分に確保できない場合、または外注先の経営不振および納期遅延が発生する場合には、当社の事業および業績に重要な影響を与える可能性があります。

当社では、このようなリスクに対して、既存の外注先からの紹介、コンポーネント化した開発（注）を行うことで不測の事態に備えております。外注先の選定にあたっては、その経営状態、技術力、評判および反社会的勢力との関係の有無等を調査し安全・品質管理の徹底等に十分に留意しております。

（注）コンポーネント化した開発とは、機能を部品化して開発することであり、プログラムをコンポーネント単位に分けることで、機能の追加・修正・削除等が発生した場合に、コンポーネント単位で対応することができます。当社ではコンポーネント単位で必要に応じて外注し、特定の外注先への依存を回避することができる仕組みとしております。

（2）事業運営体制に関するリスクについて

内部管理体制の整備に係るリスクについて（影響度：小、発生可能性：低）

当社は、企業価値を継続的かつ安定的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するとともに、適切な内部管理体制の整備が必要不可欠であると認識しております。業務の適正性および財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な整備・運用、さらに法令・定款・社内規程等の遵守を徹底しておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の整備が追い付かない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業および業績に重要な影響を与える可能性があります。

人材育成・確保について（影響度：小、発生可能性：低）

当社は、今後想定される事業拡大や新規事業の展開に伴い成長を続けていくために不可欠な要素の一つが、優秀な人材の確保であると考えております。

今後の事業展開を見据えて、主に顧客リレーションおよびシステム分野のスキルを有する人材の確保を目指すとともに、教育研修制度の充実等、人材の育成に努めておりますが、当社が求める人材が十分に確保出来なかった場合や人材育成が円滑に進まない場合、または各部門において中心的役割を担う特定の従業員が万が一社外に流出した場合、内部管理体制や業務執行体制が有効に機能せず、当社の事業および業績に重要な影響を与える可能性があります。

これに対して、社内研修の充実や各職務職位別の業務・目標の明確化を図り経営陣と従業員のミスマッチを防ぐ活動を行っております。

特定人物への依存について（影響度：小、発生可能性：低）

当社の代表取締役社長中野剛人は、当社の創業者であり、設立以来、経営方針や事業戦略の立案・決定およびその遂行において取締役としての役割を果たしております。

当社では、経営会議を設け重要事項の審議を行うほか、各事業部門を統括する業務執行取締役に権限を委譲するなど同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の事業および業績に重要な影響を与える可能性があります。

個人情報の管理について（影響度：大、発生可能性：低）

当社は、展開する各サービスの運営過程において、ユーザーよりユーザー自体の個人情報を取得することがあるほか、ユーザーの顧客である患者情報を当社にて取り扱うことがあります。当該個人情報の管理については、権限を有する者以外の閲覧をシステム上で制限しております。なお、患者情報に関しましては、当社はユーザーの承諾を得て閲覧することがあるものの、その情報は外部のサーバーにのみ保管され、当社システムには残らないようになっており、流出することがないよう厳格に管理・運用しております。

しかしながら、外部からの不正なアクセス、その他想定外の事態の発生により個人情報が流出した場合には、当社の社会的信用を失墜させ、当社の事業および業績に重要な影響を与える可能性があります。

これに対する取り組みとして、3省2ガイドライン（厚生労働省・総務省・経済産業省による医療機関向けクラウドサービス利用検討ガイドライン）を踏まえた仕組みとすることで、情報セキュリティ対応を行っております。

知的財産権の保護について（影響度：小、発生可能性：低）

当社は、特許権、商標権等の知的財産権の保護に努めており、当保護に当たっては当社の管理部門および弁理士等による事前調査を行っております。

しかしながら、第三者による当社の権利に対する侵害等により、企業・ブランドイメージの低下、サービス運営への悪影響等を招く等、その対応のために多額の費用が発生する可能性があります。

また、万が一当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、損害賠償請求や差止請求等を受ける可能性があります。こうした場合、当社の事業および業績に重要な影響を与える可能性があります。

（３）その他

自然災害について（影響度：小、発生可能性：低）

事業を展開する地域において、大規模な自然災害やパンデミック等が発生した場合、事業を継続することが困難な状況に陥ることが予想されます。当社では大阪本社のほか東京に拠点を置き営業活動を行っておりますが、リモートワーク環境を構築してこれら営業拠点に依存しない業務遂行体制を整備しております。

しかしながら、当該エリアにおいて地震、火災、津波、大型台風等の自然災害やパンデミック等が発生して営業活動や情報収集活動等が制約を受ける場合には、当社の事業および業績に重要な影響を与える可能性があります。

訴訟について（影響度：小、発生可能性：低）

当社は、本書提出日現在において、訴訟を提起されている事実はありません。

しかしながら、事業を展開するなかで、当社が提供するサービスの不備、当社が保有する個人情報および情報漏洩等により、何かしらの問題が生じた場合等、これらに起因した損害賠償の請求、訴訟の提起がなされる可能性があります。これらの訴訟により、当社の社会的信用が毀損され、また損害賠償の金額、訴訟内容および結果によっては、当社の事業および業績に重要な影響を与える可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（影響度：小、発生可能性：低）

当社は、当社の役員および従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値および議決権割合が希薄化する可能性があります。

また、当社は取締役に対し株式報酬制度を導入する予定であり、また優秀な人材確保のために同様のインセンティブプランを実施する可能性もあり、当社の１株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性について（影響度：中、発生可能性：低）

当社は、将来減算一時差異に対して、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断して繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得については、経営環境の変化等を踏まえ適宜見直しを行っておりますが、その結果、繰延税金資産の全部または一部に回収可能性がないと判断した場合には繰延税金資産が減額され、経営成績および財政状態に影響を与える可能性があります。

減損損失について（影響度：小、発生可能性：低）

当社は、有形固定資産やソフトウェア等の固定資産を保有しています。これらの資産については、減損会計を適用し、減損の兆候がある場合には当該資産から得られる将来キャッシュ・フローによって資産の帳簿価額を回収できるかを検証しており、減損処理が必要な資産については適切に処理を行っております。

しかしながら、将来の環境変化により将来キャッシュ・フロー見込額が減少した場合、経営成績および財政状態に影響を与える可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大が見られたものの、重症化率が低下したことによる行動制限の緩和の効果もあり、経済活動面での回復の動きが見られました。しかしながらエネルギー資源や原材料価格の高騰によるインフレ懸念や急激な円安が進行する等、先行き不透明な状況で推移いたしました。

在宅医療業界におきましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、地域包括ケアシステムの構築を実現させることが国策として進められているなか、厚生労働省から2022年12月28日付で、「訪問看護レセプト（医療保険請求分）の電子化」および「訪問看護のオンライン資格確認」について、2024年からの開始が通知されました。これまで医療分野で唯一電子化の対象外だった訪問看護は、これにより原則電子化に向けての取組みが強化されます。

このような環境のなかで、当社は、訪問看護が地域包括ケアにおいてより重要な役割を担えるように、訪問看護の電子化を進めるべく、当社サービスの普及と追加機能のリリース等、サービスの拡充に努めてまいりました。

その結果、売上高は、1,603,179千円（前期比34.4%増）、経常利益は676,053千円（前期比67.6%増）、当期純利益は449,562千円（前期比32.1%増）となりました。

当社は、訪問看護ステーション向けサービス提供事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

売上高をサービス別に示すと、次のとおりであります。

（単位：千円）

	第11期（2022年12月期）				
	1 Q 1 - 3月	2 Q 4 - 6月	3 Q 7 - 9月	4 Q 10-12月	合計 1 -12月
<クラウドサービス>	331,581	362,169	385,519	401,560	1,480,830
iBow	312,338	338,490	358,610	371,957	1,381,396
iBow レセプト	19,059	23,407	26,723	29,158	98,347
その他	184	271	186	444	1,087
<BPOサービス>	17,041	21,730	29,036	39,542	107,351
iBow事務管理代行サービス	17,041	21,650	28,996	39,502	107,191
その他	-	80	40	40	160
<その他>	3,722	3,519	3,256	4,499	14,997

注1．上記の数値は管理会計上の数値であり、太陽有限責任監査法人による監査を受けておりません。

財政状態の状況

(資産)

当事業年度末における流動資産は1,406,894千円となり、前事業年度末に比べ539,643千円の増加となりました。これは主に、当期純利益の増加による現金及び預金の増加458,142千円、売上高の増加に伴う売掛金の増加78,237千円があったこと等によるものであります。固定資産は242,147千円となり、前事業年度末に比べ48,119千円の増加となりました。これは主に、東京オフィス移転に伴う有形固定資産の増加7,281千円、iBow機能追加等による無形固定資産の増加19,317千円、投資その他の資産の増加21,520千円（繰越欠損金の解消に伴う繰延税金資産の減少および本社移転（2023年6月予定）に伴う敷金の増加）があったこと等によります。

この結果、総資産は、1,649,042千円となり、前事業年度末に比べ587,762千円の増加となりました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は452,435千円となり、前事業年度末に比べ71,372千円の増加となりました。これは主に、税引前当期純利益の増加に伴う未払法人税等の増加94,253千円があったこと等によります。

固定負債は91,500千円となり、前事業年度末に比べ84,560千円の減少となりました。これは主に、長期借入金の一部を期限前弁済したこと等によります。

この結果、負債合計は543,935千円となり、前事業年度末に比べ13,187千円減少いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産は1,105,106千円となり、前事業年度末に比べ600,950千円の増加となりました。これは主に、公募増資および新株予約権の行使により、資本金が75,970千円増加、資本準備金が75,961千円増加し、また当期純利益の計上により繰越利益剰余金が449,562千円増加したこと等によります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は1,075,210千円となり、営業活動により543,378千円増加、投資活動により136,426千円減少、財務活動により51,189千円増加したこと等により、前事業年度末と比較して458,142千円の増加となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、543,378千円（前事業年度は408,642千円の獲得）となりました。これは主に、業績が好調に推移したことによる税引前当期純利益の計上676,053千円、減価償却費の計上32,687千円があったものの、売上債権の増加78,237千円、法人税等の支払106,575千円があったこと等によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、136,426千円（前事業年度は73,755千円の使用）となりました。これは主に、東京オフィスを移転したこと等による有形固定資産の取得による支出16,037千円、iBow機能追加等による無形固定資産の取得による支出55,194千円、本社移転（2023年6月予定）に伴う敷金の差入による支出65,249千円があったこと等によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、51,189千円（前事業年度は44,560千円の使用）となりました。これは主に、東京証券取引所グロース上場に伴う株式の発行による収入78,200千円、新株予約権の行使による株式の発行による収入73,187千円があったものの、長期借入金の返済による支出84,560千円があったこと等によります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度（2022年12月期）の販売実績は1,603,179千円（前期比34.4%増）となりました。

なお、当社は訪問看護ステーション向けサービス提供事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。サービス別の売上高については、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況 経営成績の状況」の概要を参照ください。

また、前期比で増加した要因は、既存サービスのシェア拡大と追加機能のリリースなどサービスの拡充に努めた結果によるものであります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成されております。この財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載のとおりであります。また、財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債および収益・費用の報告金額および開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

財務諸表を作成するにあたり用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

財政状態、経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

前述の「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績の分析

(a) 売上高

当事業年度における売上高は、1,603,179千円(前年同期比34.4%増)となりました。これは「iBow」の契約ステーション数の増加、顧客平均単価の上昇に加え、2021年1月にリリースした「iBow 事務管理代行サービス」、および2021年4月にリリースした「iBow レセプト」の利用者数が、当事業年度において順調に増加したことによるものであります。

(b) 売上原価、売上総利益

当事業年度における売上原価は、333,126千円(前年同期比43.9%増)となりました。これは主に、クラウドサービスの契約ステーション数の増加に伴う労務費とサーバーコストの増加、および「iBow」リプレース投資による減価償却費の増加、またはBP0サービスの売上高の増加に伴う人件費の増加等によるものであります。

この結果、売上総利益は、1,270,053千円(前年同期比32.1%増)となりました。

(c) 販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度における販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ17,803千円増加し、577,256千円(前年同期比3.2%増)となりました。また、当事業年度における営業利益は、前事業年度に比べ290,889千円増加し、692,796千円(前年同期比72.4%増)となりました。

販売費及び一般管理費の主な増加要因は、東京オフィス移転による地代家賃の増加、展示会やWEB広告の強化による広告宣伝費の増加等によるものです。

(d) 営業外損益、経常利益

当事業年度における営業外収益は、前事業年度に比べ667千円増加し、5,082千円(前年同期比15.1%増)となりました。営業外収益の増加額は主に助成金収入の増加によるものです。また、営業外費用は、前事業年度に比べ18,791千円増加し21,825千円(前年同期比619.2%増)となりました。営業外費用のうち15,638千円が株式上場に伴う費用であります。

以上の結果、当事業年度における経常利益は、前事業年度に比べ272,765千円増加し、676,053千円(前年同期比67.6%増)となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度（2022年12月期）におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗について

当社は、経営上の目標の達成状況を「稼働ステーション数」「市場シェア」「四半期平均解約率」「月間平均単価」の指標で判断しております。当事業年度末までの各指標の状況は次のとおりであります。

当社は、サブスクリプションでサービスを提供しており、既存収入の安定、新規顧客の獲得、低解約率の継続により今後の業績は順調に推移すると認識しております。

・稼働ステーション数 (単位：件)

2020年12月期				2021年12月期				2022年12月期			
1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q
1,009	1,116	1,191	1,269	1,337	1,485	1,561	1,644	1,697	1,823	1,921	1,996

(注) 稼働ステーション数は、「iBow」のサービス利用中の四半期ごとの稼働ステーション数の月末平均であり、サービス提供準備中のステーション数は含んでおりません。

・市場シェア (単位：%、件)

	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
市場シェア	9.7	11.7	13.7	15.1
契約ステーション数	1,082	1,398	1,777	2,161
市場ステーション数	11,161	11,931	13,003	14,304

(注) 市場シェアは、毎年12月末における当社契約ステーション数を、毎年6月に一般社団法人全国訪問看護協会が公表する4月1日時点における稼働訪問看護ステーション数で除して算出してあります。

契約ステーション数は、稼働ステーションおよびサービス準備中のステーション数の合計であります。

・四半期平均解約率 (単位：%)

2020年12月期				2021年12月期				2022年12月期			
1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q
0.12	0.20	0.18	0.17	0.09	0.08	0.03	0.15	0.05	0.06	0.07	0.11

(注) 1. 四半期平均解約率は、各月の売上に対する前月解約による売上の減少割合である月次解約率を算出し、当該月次解約率を四半期ごとに単純平均しております。

2. 月次平均解約率を重要な経営指標としているのは、解約率が低位で安定していることは、顧客の満足度を図る一つの指標であると考えているためであります。

・月間平均単価

	2020年12月期 4 Q	2021年12月期 4 Q	2022年12月期 4 Q
月間平均単価	59.9千円	69.0千円	74.4千円

(注) 月間平均単価は、各年度の4 Qにおける平均月間売上高を「iBow」の4 Qにおける月末平均稼働ステーション数で除して算出してあります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当社は、在宅医療・看護・介護分野におけるICT化の強化を目的として研究開発を行っております。

研究開発活動の内容といたしましては、主に業界のDXを推進するため有償無償を問わず新たなサービスが提供できるよう研究開発を行っており、当事業年度における研究開発費は8,635千円となりました。

また、当社は訪問看護ステーション向けサービス提供事業の単一セグメントであり、セグメント別の記載を省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において、主力サービス「iBow」の機能強化等のために実施したソフトウェア投資42,599千円を含め設備投資の総額は57,419千円となりました。なお、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

当社は、訪問看護ステーション向けサービスの提供事業の単一セグメントであるため、第3【設備の状況】においては、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

設備の状況は以下のとおりであります。

2022年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び 備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	特許権 (千円)	合計 (千円)	
本社 (大阪市中央区)	統括業務設備	10,278	5,410	98,225	2,892	116,806	49
東京オフィス (東京都中央区)	支店設備	10,792	985	-	-	11,778	12

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数には臨時雇用者は臨時雇用者がいないため外書での記載を省略しております。

3. 上記のほか、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	従業員数 (人)	敷地面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (大阪市中央区)	事務所(賃借)	49	299.76	11,241
東京オフィス (東京都中央区)	事務所(賃借)	12	138.43	10,928

(注) 2022年4月18日に東京オフィスは東京都中央区に移転しております。なお、東京オフィスの年間賃借料は2022年4月から2022年12月までの賃借料を記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (大阪市中央区)	新本社 内装工事	160,000	-	自己資金	2023年4月	2023年6月	-
本社 (大阪市中央区)	新本社 器具備品	40,000	-	自己資金	2023年6月	2023年6月	-
本社 (大阪市中央区)	iBow機能 改善ほか	97,000	-	自己資金	2023年4月	2024年4月	-

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記のうち、内装工事および器具備品につきましては、移転予定の新本社に係る設備投資であります。新本社への移転時期は、2023年6月を予定しております。

3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な除却等

「2 主要な設備の状況」に記載しております本社建物の帳簿価額につきましては、本社移転予定月である2023年6月までに全額を償却する予定であります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,600,000
計	25,600,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年3月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,959,630	6,961,595	東京証券取引所 (グロース市場)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	6,959,630	6,961,595	-	-

(注) 1. 当社株式は2022年9月16日付で、東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2. 「提出日現在発行数」欄には、2023年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

種類	第1回新株予約権
決議年月日	2014年5月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1、当社従業員4 注2
新株予約権の数(個)	241
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 361,500 注3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7 注3
新株予約権の行使期間	2016年6月1日から2024年4月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7 資本組入額 4 注3
新株予約権の行使の条件	注4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	注6

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

2. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、取締役1名、当社従業員1名となっております。
3. 2019年10月25日開催の取締役会決議により、2019年11月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また2022年5月18日開催の取締役会決議により、2022年6月15日付で普通株式1株につき1株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。
4. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、会社の株式のいずれかの証券取引所への上場（以下、「株式公開」という。）がなされるまでの期間は、割当新株予約権を行使することはできないものとします。

株式公開日と2016年6月1日のいずれか遅い日（以下、「権利行使開始日」という。）から起算して1年間は、新株予約権者が割当を受けた新株予約権の数（以下、「割当数」という。）の3分の1を上限として行使することができる。

権利行使開始日から起算して1年を経過した日から1年間は、割当数の3分の2を上限として行使することができる。

権利行使開始日から起算して2年を経過した日から2024年4月30日までは、割当数から既に行使した数を控除した残りの数を行使することができる。

新株予約権者は、割当新株予約権の行使をする時点においても、当社の取締役、または従業員の地位にあることを要すものとします。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人による権利行使は認めない。

新株予約権者は、新株予約権を分割して行使することができるものとします。
5. 新株予約権の取得に関する事項

当社は、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができます。

新株予約権者が新株予約権の権利行使期間（以下「権利行使期間」という）中に当社の取締役、または従業員のいずれの地位も保持しなくなった場合。

新株予約権者が当社と競合する業務を営む法人を設立し、またはその役員もしくは使用人に就任する等、当社と競業した場合。ただし、当社の取締役会の承認を得た場合を除く。

新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずるものに該当し、または、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合。
6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約、または株式移転契約において定めた場合に限るものとします。

種類	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2019年12月27日	2020年11月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 48 注3	当社取締役 3 当社従業員 4 注4
新株予約権の数(個)	3,630	15,919
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 54,450 [52,485] 注1、5	普通株式 238,785 注1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	201 注5	242 注5
新株予約権の行使期間	2022年1月1日から 2029年11月30日まで	2022年12月1日から 2030年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 201 資本組入額 101 注5	発行価格 242 資本組入額 121 注5
新株予約権の行使の条件	注6	注7
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	注9	注10

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

その他、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で付与株式数を適宜調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 2019年12月27日決議分について、付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名および当社従業員33名となっております。

4. 2020年11月30日決議分について、付与対象者の退職による権利の喪失および権利行使により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名および当社従業員2名となっております。

5. 2022年5月18日開催の取締役会決議により、2022年6月15日付で普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

6. 新株予約権の行使条件

本新株予約権の行使は、当社普通株式が、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。また、新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、以下（a）から（c）までの期間ごとに、以下（a）から（c）に掲げる割合を上限として本新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な本新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

- (a) 上場日と2022年1月1日のいずれか遅い日（以下、「権利行使開始日」という。）から起算して1年間は、本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の数（以下「割当数」という。）の50%を上限として行使することができる。
- (b) 権利行使開始日から起算して1年を経過した日から1年間は、割当数の75%を上限として行使することができる。
- (c) 権利行使開始日から起算して2年を経過した日から2029年11月30日までは、割当数から前（a）および（b）で行使した数を控除した残りの数を行使することができる。

新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使は認められず、当該新株予約権は、会社法第287条の規定により消滅する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

新株予約権者が当社と競業関係にある会社を設立し、または当社と競業関係にある会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位に就いた場合、新株予約権の行使を認めないものとする。ただし、当該新株予約権者の権利行使につき正当な理由があると当社の取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。

新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会勢力等」という。）に該当し、または反社会勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めないものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権は、割当てられた新株予約権個数の整数倍の単位で行使するものとする。

7. 新株予約権の行使条件

本新株予約権の行使は、当社普通株式が、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使は認められず、当該新株予約権は、会社法第287条の規定により消滅する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

新株予約権者が当社と競業関係にある会社を設立し、または当社と競業関係にある会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位に就いた場合、新株予約権の行使を認めないものとする。ただし、当該新株予約権者の権利行使につき正当な理由があると当社の取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。

新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会勢力等」という。）に該当し、または反社会勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めないものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権は、割当てられた新株予約権個数の整数倍の単位で行使するものとする。

8. 新株予約権の取得に関する事項

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合、以下同じ）、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。

9. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホま

でに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注1．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

注6．に準じて決定する。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

注8．に準じて決定する。

10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注1．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

注7．に準じて決定する。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

注8．に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2017年5月31日 (注)1	861	3,647	124,845	209,034	124,845	201,034
2019年1月1日～ 2019年9月30日 (注)2	525	4,172	40,608	249,642	40,608	241,642
2019年11月15日 (注)3	413,028	417,200	-	249,642	-	241,642
2019年11月15日～ 2019年12月31日 (注)2	3,300	420,500	2,552	252,195	2,552	244,195
2022年3月14日 (注)2	6,800	427,300	9,860	262,055	9,860	254,055
2022年6月15日 (注)4	5,982,200	6,409,500	-	262,055	-	254,055
2022年6月30日 (注)2	480,000	6,889,500	24,752	286,807	24,752	278,807
2022年9月15日 (注)5	50,000	6,939,500	39,100	325,907	39,100	317,907
2022年10月31日 ～2022年12月31日 (注)2	20,130	6,959,630	2,258	328,165	2,249	320,156

(注)1. 有償第三者割当 861株

発行価格 290,000円

資本組入額 145,000円

主な割当先 住友商事(株)、S M B Cベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合
無限責任組員 S M B Cベンチャーキャピタル(株)

2. 新株予約権の行使による増加であります。

3. 2019年11月15日付で、1対100の株式分割が行われたことに伴い、発行済株式総数の増減および残高は分割後の株数で記載しております。

4. 2022年6月15日付で、1対15の株式分割が行われたことに伴い、発行済株式総数の増減および残高は分割後の株数で記載しております。

5. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 1,700円
引受価額 1,564円
資本組入額 782円
払込金総額 78,200千円

6. 2023年1月1日から2023年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,965株、資本金が198千円、資本準備金が196千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2022年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	6	26	30	21	9	1,388	1,480	-
所有株式数（単元）	-	9,869	1,865	4,851	5,122	24	47,843	69,574	2,230
所有株式数の割合（%）	-	14.18	2.68	6.97	7.36	0.03	68.77	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2022年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
中野 剛人	大阪府枚方市	2,887,500	41.49
北村 亜沙子	大阪市中央区	750,000	10.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	461,800	6.64
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	391,800	5.63
島田 亨	神奈川県鎌倉市	381,200	5.48
住友商事株式会社	東京都千代田区大手町2丁目3番2号	343,500	4.94
松下 智樹	東京都港区	340,800	4.90
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) （常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	PETERBOROUGH COURT133 FLEFT STREET LONDON EC 4 A 2 BB UNITED KINGDOM （東京都千代田区丸の内2丁目7-1）	196,876	2.83
NOMURA PB NOMINESS LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) （常任代理人 野村證券株式会社）	1 ANGEL LANE, LONDON, EC 4 R 3 AB, UNITED KINGDOM （東京都中央区日本橋1丁目13-1）	111,900	1.61
株式会社シグマクシス・インベストメント	東京都港区虎ノ門4丁目1-28	102,000	1.47
計	-	5,967,376	85.74

(注) 1. 前事業年度において主要株主であった住友商事株式会社および合同会社RSPファンド6号は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

2. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 6,957,400	69,574	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,230	-	-
発行済株式総数	6,959,630	-	-
総株主の議決権	-	69,574	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、現在成長段階にあると認識しており、事業拡大や組織体制整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考えております。また、株主還元を適切に行っていくことも経営上重要であると認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、安定的な配当を行う方針であります。

この方針のもと、当事業年度の配当につきましては、期末配当金を1株当たり15円(配当性向は22.3%)といたしました。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開を図るため、有効に活用していく方針であります。なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2023年3月29日 定時株主総会決議	104,394	15

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

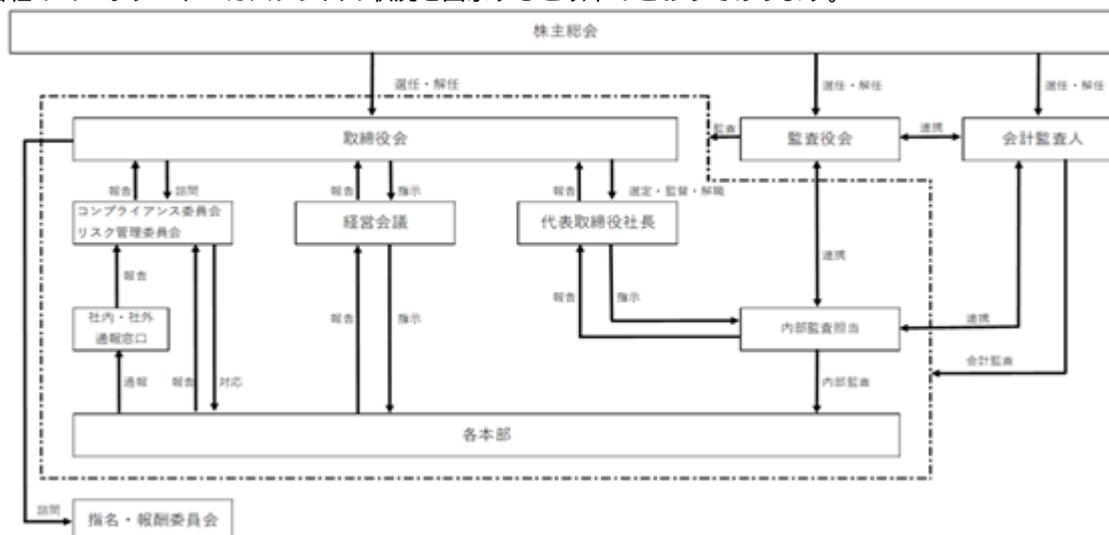
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出において、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるべきであると認識しております。取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は、当社の事業に精通した取締役を中心とする取締役会が重要な経営事項の審議および意思決定を行い、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制を構築することで、互いの牽制機能を最大限に発揮させ、経営の効率性と健全性を確保することができると判断していることから、監査役会設置会社を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると以下のとおりであります。



b. 会社の機関の説明

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)、監査役4名(うち非常勤監査役3名)で構成されております。原則月1回開催の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を機動的に開催し、法令や規程に定められた経営上の重要な意思決定や審議を行うとともに、各取締役の職務執行状況の監督を行っております。

また、職務執行から独立した社外取締役および社外監査役による取締役会への助言、監視を通じ経営監視機能の強化を図っております。

(b) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名および非常勤監査役3名で構成されております。監査役会は、毎月1回定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、年間監査計画の内容や、取締役の職務の執行を含む監査の実施状況・監査結果の報告等、監査役相互の情報共有を図っております。また、内部監査部門、会計監査人との情報共有と意見交換を図る等、独立した立場からの経営監視機能の強化に努めております。

各監査役は、取締役会に出席し、当社の意思決定等を監視し、必要に応じて意見を述べる等、透明かつ公正な経営監視体制の強化を図るとともに、経営会議等の重要会議への出席や各部門への往査等、実効性あるモニタリングに取り組んでおります。

- (c) 経営会議
当社の経営会議は、常勤取締役3名および執行役員1名、並びに常勤監査役1名で構成されており、社外取締役および非常勤監査役は、任意により出席できることとしております。原則月1回開催し、重要事項の討議、各部門の業務報告等を行っております。
- (d) コンプライアンス委員会
コンプライアンス委員会は、管理本部長を委員長とし、他、常勤取締役3名および常勤監査役1名で構成されており、社外取締役および非常勤監査役は、任意により出席できることとしております。原則として年4回の定期的な開催に加え、重大な事象が発生した場合にも開催することとしております。また、必要に応じ弁護士等の外部専門家への相談等により、コンプライアンス体制の強化・推進に取り組んでおります。
- (e) リスク管理委員会
リスク管理委員会は、管理本部長を委員長とし、他、常勤取締役3名および常勤監査役1名で構成されており、社外取締役および非常勤監査役は、任意により出席できることとしております。原則として年4回の定期的な開催に加え、重大な事象が発生した場合にも開催することとしており、リスク管理の推進に取り組んでおります。
- (f) 指名・報酬委員会
当社の指名・報酬委員会は、取締役会からの委任により取締役の個別の報酬等の決定、および取締役候補者の選定、その他取締役会の諮問を受けた事項について審議・答申を行うため設置しております。本書提出日現在の構成員は、社外取締役、代表取締役社長、常務取締役の3名で構成されております。

企業統治に関するその他の事項

・内部統制システムの整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会で決議した「業務の適正を確保するために必要な体制に係る基本方針」に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。

内部統制システムの整備状況の概要は、以下のとおりであります。

- a. 当社における取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (a) 取締役は、企業理念、法令、定款、社内ルールの遵守について自ら範を示しつつ使用人の指導を行う。併せて、取締役会および経営会議等において、法令、定款等に対する違反がないことを確認する。
- (b) 「財務報告に係る内部統制の基本方針」を遵守して財務報告の適正性を確保するとともに、適切な体制の運用・整備・改善を行う。
- (c) 「反社会的勢力による被害の防止のための基本方針」を遵守し、反社会的勢力との関係を遮断する。
- (d) コンプライアンス体制をさらに有効・強固なものとするために、コンプライアンス委員会の活動を継続する。
- (e) 社内および社外の内部通報窓口を設けてコンプライアンス体制の有効性を高める。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- (a) 職務執行に関する情報は、法令に基づくものに加え「文書管理規程」等の諸規程に従い、適切に保存および管理を行う。
- (b) 個人情報の管理について、「個人情報の保護方針」に準拠し、関連規程を整備する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 重要な経営課題については、取締役会規程等の社内規程に基づき、取締役会、経営会議に上程して、その合理性およびリスクの予測・対応策を審議する。
- (b) リスク管理体制を確保するためにリスク管理委員会を設置し、当社が抱えるリスク状況の把握とその評価、制御等の全社的リスク管理を行い、その実施状況を取締役会に報告します。
- (c) リスク抑制のため、決裁者は決裁権限規程に従って関係部署と合議をしたうえで決裁判断をする。
- (d) 日常業務で発生し得るリスクの回避・最小化のため、業務遂行関係規程の充実を図る。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社は、組織に関する規程において「組織規程」「決裁権限規程」「職務分掌規程」等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な体制を整備、確保する。
- (b) 取締役会および経営会議を定期的な開催し、取締役の担当業務に関する報告と審議を行う。
- (c) 可能な限り権限委譲を行い、決裁のスピードアップ・効率化を図る。

- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その組織・要員を確保する。
- f. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その補助する使用人の異動、評価等は監査役の意見を尊重したものとし、取締役からの独立性を確保する。
また、監査役が職務を補助する際は、監査役の指揮命令に従う。
- g. 当社の監査役への報告に関する体制
- (a) 経営課題、主要な申請事項、日常の業務執行状況について、監査役が出席する取締役会、経営会議にて取締役から報告を行う。
 - (b) 主要な申請事項その他社内の重要な事項について、監査役は、随時、関係書類を閲覧し、報告を受けることができる。
 - (c) 取締役は、経営に著しい影響を及ぼすおそれのある事態が発生した場合、職務遂行に関して不正行為・重大な法令違反等の事実が判明した場合には、直ちに、監査役に報告を行う。
- h. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 監査役に報告を行った取締役および使用人に対し、そのことを理由として不利に取扱わないこととし、その旨を当社の取締役、使用人に周知する。
 - (b) 内部通報窓口に通報したことを理由とした不利益な取扱いを禁止する旨を規程に明記する。
- i. 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行のために必要な費用については、請求時速やかに処理するものとし、必要に応じて事前に支払う。
- j. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、経営状況に関する重要な会議および内部統制に関する重要な会合に参加し、意見を述べるることができる。
 - (b) 監査役は、必要に応じ、社内の各部署に対し、監査に必要な資料の閲覧・提出、質問への回答等、監査への協力を求めることができるものとし、同時に、協力を求められた部署は必ずこれに応じるものとする。
 - (c) 監査役は、監査の品質・効率を高めるため、適宜、内部監査担当者および会計監査人と情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができるほか、弁護士その他社外の専門家に随時、相談できるものとする。
- 業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。
- a. 原則として月に1回以上開催する取締役会および監査役会において、取締役の職務の執行状況を監督しております。
 - b. 監査役は、取締役会および監査役会への出席のほか、定期的に取締役、会計監査人、内部監査担当者等と協議の場を設け、情報収集・情報交換を行っており、特に常勤監査役は、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の社内重要委員会に出席して随時重要事項の報告を受けております。
 - c. 原則として3か月に1回以上開催するコンプライアンス委員会、リスク管理委員会において、取締役および使用人の職務の遂行状況、法令順守状況・リスク管理状況を確認しております。
 - d. 原則として月に1回以上開催する経営会議において、重要な経営課題に対し、経営方針と諸方策を適切迅速に審議決定し、経営活動の効率化を図り、併せて重要な報告を目的とした会議体として機能しております。
 - e. 内部監査担当は、年間監査計画に基づき内部監査を実施し、監査結果は、代表取締役へ報告しております。また、定期的な会計監査人・監査役との協議を通じて内部監査に必要な情報収集・情報交換を行っております。

・リスク管理体制の整備状況

当社は、法令遵守体制の構築を目的として、コンプライアンス規程を定め、役職員の関係法令、社会規範および社内規則等の遵守、浸透を図っております。また、社内における不正行為等の早期発見のため、リスク管理規程を定め、「内部通報制度」を明文化するとともに、リスクの全社的統括管理を管理本部が行い、突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合、社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとしております。また、監査役監査および内部監査の実施によって、リスクの発見に努め、必要に応じて弁護士等の専門家にリスク対応について助言を受けられる体制を整備しており、リスクの未然防止と発見に努めております。

・取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものです。

・責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

また、当該定款の規定に基づき、当社は社外取締役および監査役の全員と責任限定契約を締結しております。

・役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役および当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名（役員のうち女性の比率12.5%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	中野 剛人	1973年9月16日生	1991年4月 (株)サンエース入社 2012年1月 葬祭式場バルティ枚方東入社 2012年6月 当社設立 代表取締役社長就任 2018年4月 当社取締役会長就任 2018年10月 当社代表取締役社長就任（現任）	(注)3	2,887,500
常務取締役 カスタマー本部長	北村 亜沙子	1976年10月25日生	1998年1月 (株)エンジェルダスト入社 1999年8月 (株)プラネタリーニューエリアン入社 2001年8月 (株)ドゥパッセ取締役就任 2004年4月 (株)みづぼファシリティアーズ監査役 就任 2007年6月 (株)ヴェルズ取締役就任 2012年2月 (株)PNA代表取締役就任 2012年7月 当社入社 2012年10月 当社常務取締役就任（現任） 2019年1月 当社カスタマー本部長 2020年2月 当社管理本部長 2023年1月 当社カスタマー本部長（現任）	(注)3	750,000

取締役 プロダクト本部長	浦吉 修	1964年6月30日生	<p>1984年4月 (株)ジュビターミュージックスタジオ入社</p> <p>1987年12月 (株)ビデオ・サンモール入社</p> <p>1995年1月 情報戦略研究所(アップルプレゼンセンター)入社</p> <p>1995年5月 (株)マルチテック入社</p> <p>1995年8月 (株)トランス・コスモス入社</p> <p>1996年3月 クォークジャパン(株)入社</p> <p>2001年4月 (株)ネットペイン入社</p> <p>2002年4月 (株)恒陽社印刷所入社</p> <p>2005年4月 (株)エイビス・テクノロジーズ入社</p> <p>2009年7月 (株)イーネットソリューションズ入社</p> <p>2019年3月 当社入社</p> <p>2020年2月 当社取締役(現任)</p> <p>2020年2月 当社カスタマー本部長</p> <p>2021年1月 当社プロダクト本部長</p> <p>2021年4月 当社カスタマー本部長</p> <p>2023年1月 当社プロダクト本部長(現任)</p>	(注)3	3,615
取締役	島田 亨	1965年3月3日生	<p>1987年4月 (株)リクルート(現(株)リクルートホールディングス)入社</p> <p>1989年6月 (株)インテリジェンス(現 パーソルキャリア(株))設立</p> <p>1989年9月 同社取締役就任</p> <p>2004年11月 (株)楽天野球団 取締役副社長就任</p> <p>2004年12月 同社取締役社長就任</p> <p>2005年3月 楽天(株)取締役就任</p> <p>2006年3月 同社常務執行役員</p> <p>2008年1月 (株)楽天野球団代表取締役社長兼オーナー就任</p> <p>2014年8月 楽天(株)副社長執行役員就任</p> <p>2014年11月 楽天(株) 代表取締役副社長執行役員就任</p> <p>2016年6月 トランス・コスモス(株)社外取締役(現任)</p> <p>2017年1月 (株)U-NEXT特別顧問</p> <p>2017年12月 (株)U-NEXT、(株)USENの統合・組織改編により(株)USEN-NEXT HOLDINGS取締役副社長COO就任</p> <p>2018年6月 (株)ツクイ取締役就任</p> <p>2019年4月 (株)ビズリーチ 取締役就任</p> <p>2019年6月 三谷産業(株) 社外取締役(現任)</p> <p>2020年2月 ビジヨナル(株)社外取締役(現任)</p> <p>2020年12月 当社社外取締役(現任)</p>	(注)3	381,200
常勤監査役	増田 芳宏	1968年1月8日生	<p>1991年4月 大和証券(株)入社</p> <p>2020年4月 当社入社</p> <p>2020年10月 当社常勤監査役就任(現任)</p>	(注)4	-
監査役	松山 治幸	1949年2月14日生	<p>1978年3月 公認会計士登録</p> <p>1988年6月 中央監査法人社員就任</p> <p>1995年10月 松山公認会計士事務所開設 同事務所所長(現任)</p> <p>2014年7月 当社監査役就任(現任)</p>	(注)4	-
監査役	平田 精作	1940年7月30日生	<p>1980年9月 (株)大阪山田守建築事務所(現 (株)山田総合設計)取締役就任</p> <p>2011年1月 (株)N・フィールド監査役就任</p> <p>2016年3月 (株)N・フィールド取締役(監査等委員)就任</p> <p>2020年2月 当社監査役就任(現任)</p>	(注)4	-

監査役	清水 俊順	1966年10月14日生	1996年 4月	弁護士登録 / 清水・高村法律事務所 入所	(注) 4	-
			2002年 4月	清水・高村法律事務所パートナー		
			2003年 1月	弁護士法人サン総合法律事務所 設 立 同所社員		
			2011年 1月	弁護士法人サン総合法律事務所 代 表社員 (現任)		
			2012年 6月	公益社団法人大阪府柔道整復師会 外部理事		
			2016年 4月	大阪簡易裁判所 民事調停委員		
			2020年 4月	㈱コラントッテ社外取締役 (現任)		
			2022年 3月	当社監査役就任 (現任)		
計						4,022,315

- (注) 1. 取締役島田亨は、社外取締役であります。
2. 監査役松山治幸、平田精作および清水俊順は、社外監査役であります。
3. 2022年 6月17日開催の臨時株主総会終結時から、2023年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2022年 6月17日開催の臨時株主総会終結時から、2025年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役の島田亨氏は、株式会社USEN-NEXT HOLDINGSの取締役副社長等、これまで複数の企業の経営者としての経験があり、幅広い知識と見識を有することから、経営の透明性、客観性および適正性の確保に貢献できる当社の社外取締役として適任と判断しております。

なお、同氏は、当社の株式381,200株を保有しておりますが、それ以外に当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の松山治幸氏は、公認会計士・税理士としての業務経験を通じ、財務、会計および税務に高い見識を有していることから、その知識経験に基づき、経営の透明性、客観性および適正性の確保に貢献できるものと判断しております。なお、同氏は、当社の株式は保有しておらず、当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の平田精作氏は、他の上場企業において常勤監査役を経験され、監査業務経験を通じ、その知識経験に基づき、経営の透明性、客観性および適正性の確保に貢献できるものと判断しております。なお、同氏は、当社の株式は保有しておらず、当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の清水俊順氏は、弁護士としての業務経験を通じ、法務に高い見識を有していることから、その知識経験に基づき、経営の透明性、客観性および適正性の確保に貢献できるものと判断しております。なお、同氏は、当社の株式は保有しておらず、当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査役は、会計監査人と原則年4回面談を行い、監査結果の確認、情報交換ならびに意見交換を行っております。

なお、監査役、内部監査人および会計監査人は、それぞれの監査を踏まえて四半期ごとに情報交換を行う等、必要に応じて都度情報を共有し、三者間で連携を図ることにより三様監査の実効性を高めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名および非常勤監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されております。

監査役は、様々な経営環境や社会環境のほか、過年度の監査結果を踏まえて、重点監査事項を設定のうえ、監査計画を策定しており、これに基づき監査を実施しております。モニタリング機能としての監査の実効性および監査効率を高めるため、会計監査人および内部監査担当との定期的な情報交換により緊密な連携に努めております。

監査役会では、法令、定款および「監査役会規程」に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、取締役の職務執行状況について、監査役会としての意見を協議・決定しております。

また、常勤監査役は経営会議等の重要な会議にも出席しており、取締役の職務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

なお、社外監査役の松山治幸氏は、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、社外監査役の清水俊順氏は、弁護士資格を有し、法務に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度(2022年12月期)において監査役会を15回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。なお、社外監査役の清水俊順氏は、2022年3月17日開催の定時株主総会において監査役に選任されました。

氏名	開催回数	出席回数
増田 芳宏	15回	15回
松山 治幸	15回	15回
平田 精作	15回	15回
清水 俊順	11回	11回

当社における監査役監査は、監査役会で決定された監査方針および業務分担に従い、業務監査および会計監査の領域について、リスクや課題を検討しております。監査役会における主な検討事項の概要は以下のとおりであります。

- ・取締役会および取締役の意思決定ならびに取締役の職務執行の有効性
- ・内部統制システムの有効性
- ・競業取引および利益相反取引
- ・会計監査人の職務遂行の有効性

常勤監査役の主な活動は、代表取締役社長および取締役へのヒアリング、重要会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、三様監査会議への出席等であります。

また、社外監査役の主な活動は、代表取締役社長へのヒアリング、取締役会への出席であり、それぞれの専門的知見やバックグラウンドを活かす形で活動しております。

内部監査の状況

当社の内部監査は、専門部門として、内部監査室を設置しておらず、代表取締役社長の命により内部監査担当者2名が担当いたします。内部監査担当者は、内部監査人として業務部門から独立した立場で当社の業務執行状況を監査し、コンプライアンスの徹底とリスク防止に努めております。内部監査担当者は、自己監査とならないよう、自己が所属している部門以外について内部監査を実施しております。内部監査実施後、作成された監査報告書は代表取締役社長に提出され、改善が必要と思われる事項がある場合、代表取締役社長の意をとりまとめ、改善指示書を被監査部門へ送付します。被監査部門長は、改善指示のあった事項について、その改善状況について内部監査人をとおして代表取締役社長に報告し、内部監査人はその改善状況を確認します。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

3年

- c. 業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 岡本 伸吾
指定有限責任社員 業務執行社員 池田 哲雄

- d. 監査業務における補助者の構成
公認会計士 7名
その他 11名

e. 監査法人の選定方針と理由

公益社団法人日本監査役協会の定める「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に記載されている会計監査人の選定基準項目に従い、監査法人の概要、監査の実施体制および監査報酬見積額等を総合的に検討のうえ、選定することとしており、当該方針に基づき適任と判断したため、当該監査法人を選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役および監査役会は、公益社団法人日本監査役協会の定める「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき評価を行っております。会計監査人である監査法人の監査品質、独立性および専門性、監査役および経営者等とのコミュニケーションの有効性等を総合的に評価・勘案した結果、適任と判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
12,000	-	17,000	1,000

当事業年度の非監査業務の内容は、株式上場に係るコンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、監査法人と協議のうえ、当社の規模・業務の特性等に基づいた監査日数を勘案し、監査役会の同意を得たうえ、監査報酬を決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算定根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬等は、企業価値向上および業績向上へのインセンティブを高めることを考慮して以下の基本方針に基づき、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬で構成します。

・基本方針

- ・継続的な企業価値の向上、および企業競争力強化の為、優秀な人材の確保を可能とすると共に、当社役員の役割、並びに職責に相応しい水準とします。当社の取締役の報酬等は、現金による月例報酬のみで構成
- ・業績および企業価値と連動した報酬とし、株主と価値を共有するものとします。

・取締役の報酬構成とその内容

- ・取締役の報酬は、基本報酬および業績連動報酬である賞与、並びに非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成します。
- ・基本報酬は、月例の金銭による固定報酬とし、役位を基準として担当職務、職責を考慮のうえ、総合的に勘案して決定します。
- ・業績連動報酬は、金銭報酬とし、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高める為、事業年度終了後3ヶ月以内に年1回支給するものとします。その算定方法については、毎年期末決算発表時に業績予想として公表する営業利益に対して、実績の営業利益が上回った場合、当該上回る金額の30%を上限として各取締役への支給額を決定します。なお、業績連動報酬の指標を営業利益としているのは、当社の業績や取締役の貢献度を図るには、本業の成績である営業利益が相応しい指標と判断した為です。
- ・非金銭報酬は、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして機能するとともに株主との価値を共有する譲渡制限付株式報酬とし、毎年、一定の時期に支給します。譲渡制限付株式付与の為に支給する金銭債権の総額は年額500,000千円以内、かつ、当社が発行または処分する普通株式の総数は年35,000株以内(ただし、普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合は、分割比率・併合比率に基づいて合理的な範囲内で調整を行う。)とします。取締役等への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定します。

・各報酬等の金額割合の決定方針

固定報酬である月額報酬、並びに業績に連動する賞与および中長期的な業績向上へのインセンティブに資する譲渡制限付株式報酬の金額割合は、各報酬の特性を踏まえて、当社の企業価値向上および業績向上に寄与する為に適切な割合とします。

・個人別の報酬等の内容および支給時期の決定方法

個人別の基本報酬および業績連動報酬である賞与については、取締役会決議により指名・報酬委員会に対して具体的報酬額および支給時期の決定を委任し、指名・報酬委員会が決定します。非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の個人別の割当株式数および支給時期等については、取締役会において決定します。

各監査役の報酬は固定報酬のみであり、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、職務の内容等を勘案し、監査役会において決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	119,400	59,400	60,000	-	4
(うち社外取締役)	(3,479)	(2,400)	(1,079)	-	(1)
監査役	16,200	16,200	-	-	4
(うち社外監査役)	(6,800)	(6,800)	-	-	(3)
合計	135,600 (10,279)	75,600 (9,200)	60,000 (1,079)	-	8 (4)

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式および純投資目的以外の目的である投資株式のいずれも保有していません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーに積極的に参加する等、積極的な情報収集に努めております。

1 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	617,068	1,075,210
売掛金	241,123	319,361
前払費用	9,441	12,682
その他	1,253	534
貸倒引当金	1,635	894
流動資産合計	867,250	1,406,894
固定資産		
有形固定資産		
建物	25,633	36,909
減価償却累計額	10,974	15,838
建物(純額)	14,659	21,071
工具、器具及び備品	10,681	14,225
減価償却累計額	5,155	7,830
工具、器具及び備品(純額)	5,525	6,395
有形固定資産合計	20,185	27,466
無形固定資産		
特許権	3,142	2,892
ソフトウェア	78,657	98,225
無形固定資産合計	81,800	101,117
投資その他の資産		
出資金	10	10
敷金	18,572	81,870
破産更生債権等	1,728	896
繰延税金資産	73,187	31,379
その他	273	302
貸倒引当金	1,728	896
投資その他の資産合計	92,043	113,563
固定資産合計	194,028	242,147
資産合計	1,061,279	1,649,042

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,364	16,990
1年内返済予定の長期借入金	4,560	4,560
未払金	34,088	23,173
未払費用	37,113	36,449
未払法人税等	64,402	158,655
未払消費税等	44,467	59,730
契約負債	48,392	33,236
賞与引当金	47,764	39,780
役員賞与引当金	60,000	60,000
その他	33,910	19,859
流動負債合計	381,063	452,435
固定負債		
長期借入金	176,060	91,500
固定負債合計	176,060	91,500
負債合計	557,123	543,935
純資産の部		
株主資本		
資本金	252,195	328,165
資本剰余金		
資本準備金	244,195	320,156
資本剰余金合計	244,195	320,156
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,220	456,783
利益剰余金合計	7,220	456,783
株主資本合計	503,611	1,105,106
新株予約権	544	-
純資産合計	504,155	1,105,106
負債純資産合計	1,061,279	1,649,042

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	当事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)
売上高	1,192,791	1,603,179
売上原価	231,431	333,126
売上総利益	961,360	1,270,053
販売費及び一般管理費	2,359,453	2,357,256
営業利益	401,907	692,796
営業外収益		
受取利息	3	6
受取手数料	4,409	4,387
助成金収入	-	600
その他	2	89
営業外収益合計	4,415	5,082
営業外費用		
支払利息	2,724	5,771
上場関連費用	-	15,638
その他	310	416
営業外費用合計	3,034	21,825
経常利益	403,287	676,053
税引前当期純利益	403,287	676,053
法人税、住民税及び事業税	72,368	184,682
法人税等調整額	9,368	41,807
法人税等合計	63,000	226,490
当期純利益	340,287	449,562

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	注	-	-	-	
労務費		138,277	59.7	183,309	55.0
経費		93,154	40.3	149,817	45.0
売上原価		231,431	100.0	333,126	100.0

原価計算の方法

当社の原価計算は、実際個別原価計算であります。

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	外注費	65,627		103,137
減価償却費	4,844		20,519	
システム利用料	9,120		13,585	
旅費交通費	8,455		7,551	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	252,195	244,195	244,195	333,066	333,066	163,324
当期変動額						
当期純利益				340,287	340,287	340,287
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計				340,287	340,287	340,287
当期末残高	252,195	244,195	244,195	7,220	7,220	503,611

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	544	163,868
当期変動額		
当期純利益		340,287
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-
当期変動額合計	-	340,287
当期末残高	544	504,155

当事業年度（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	252,195	244,195	244,195	7,220	7,220	503,611
当期変動額						
新株の発行	39,100	39,100	39,100			78,200
新株の発行（新株予約権の行使）	36,870	36,861	36,861			73,731
当期純利益				449,562	449,562	449,562
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	75,970	75,961	75,961	449,562	449,562	601,494
当期末残高	328,165	320,156	320,156	456,783	456,783	1,105,106

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	544	504,155
当期変動額		
新株の発行		78,200
新株の発行（新株予約権の行使）		73,731
当期純利益		449,562
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	544	544
当期変動額合計	544	600,950
当期末残高	-	1,105,106

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	当事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	403,287	676,053
減価償却費	12,690	32,687
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,974	433
賞与引当金の増減額(は減少)	20,551	7,984
役員賞与引当金の増減額(は減少)	60,000	-
受取利息	3	6
支払利息	2,724	5,771
上場関連費用	-	15,638
売上債権の増減額(は増加)	82,115	78,237
その他の資産の増減額(は増加)	292	2,830
仕入債務の増減額(は減少)	778	10,626
未払金の増減額(は減少)	10,577	10,914
未払費用の増減額(は減少)	5,732	629
未払消費税等の増減額(は減少)	11,820	15,262
契約負債の増減額(は減少)	12,096	15,155
その他の負債の増減額(は減少)	2,071	15,906
小計	456,530	655,755
利息及び配当金の受取額	3	6
利息の支払額	2,551	5,806
法人税等の支払額	45,339	106,575
営業活動によるキャッシュ・フロー	408,642	543,378
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	6,648	16,037
無形固定資産の取得による支出	54,935	55,194
敷金の差入による支出	12,142	65,249
敷金の回収による収入	-	84
その他の収入又は支出	29	29
投資活動によるキャッシュ・フロー	73,755	136,426
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	44,560	84,560
株式の発行による収入	-	78,200
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	73,187
上場関連費用の支出	-	15,638
財務活動によるキャッシュ・フロー	44,560	51,189
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	290,327	458,142
現金及び現金同等物の期首残高	326,741	617,068
現金及び現金同等物の期末残高	617,068	1,075,210

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 4年～15年

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

主要なサービスにおける主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) クラウドサービス

主に「iBow」「iBow レセプト」等のソフトウェアをクラウドで提供するサービスから収益を獲得しております。

顧客とのサービス利用契約において、サービスを提供する義務を負っており、当該契約に基づいたサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービス提供時点で定額料金及び従量課金に基づき認識しております。

(2) BPOサービス

主に「iBow 事務管理代行」サービスの提供から収益を獲得しております。

顧客との委託契約において、サービスを提供する義務を負っており、当該契約に基づいたサービスを提供することによって、履行義務が充足されると判断し、サービス提供時点で従量課金に基づき認識しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動において僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産	73,187	31,379

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に対して、将来の課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の課税所得の見積りは、取締役会において承認された翌事業年度の予算および翌事業年度を初年度とする3か年の事業計画を基礎として見積もっております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる当社の取締役会で承認された翌事業年度の事業計画における主要な仮定は、新規顧客契約数、顧客利用単価等を踏まえた売上高、ならびに変動費および固定費であります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りに変化が生じた場合には、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産の取り崩しおよび法人税等調整額が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

また、(金融商品関係)注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度まで「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「敷金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた18,845千円は、「敷金」18,572千円、「その他」273千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

(耐用年数の見積りの変更)

当社は2022年12月15日付開催の取締役会において、本社移転(2023年6月予定)に関する決議をいたしました。これに伴い、移転後利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

また、原状回復費用に関して見積りの変更を行うことで、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

この見積りの変更により、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ1,831千円減少しており、また、翌事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ9,684千円減少いたします。

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しております。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度34.2%、当事業年度31.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度65.8%、当事業年度68.7%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
役員報酬	68,700千円	75,600千円
給与・賞与	150,754	138,698
賞与引当金繰入額	28,230	20,505
役員賞与引当金繰入額	60,000	60,000
貸倒引当金繰入額	2,910	433
減価償却費	7,845	12,168
貸倒損失	88	-

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
	16,081千円	8,635千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	420,500	-	-	420,500
合計	420,500	-	-	420,500
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第1回新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社	ストック・オプションとしての第2回新株予約権	-	-	-	-	-	544
提出会社	自社株式オプションとしての第3回新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社	ストック・オプションとしての第4回新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社	ストック・オプションとしての第5回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	544

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	420,500	6,539,130	-	6,959,630
合計	420,500	6,539,130	-	6,959,630
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（注）1. 当社は、2022年6月15日付で普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式数増加6,539,130株は、株式分割により5,982,200株、新株予約権の権利行使により506,930株、新規上場に伴う公募増資により50,000株増加したものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2023年3月29日 定時株主総会	普通株式	104,394	利益剰余金	15	2022年12月31日	2023年3月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金勘定	617,068千円	1,075,210千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	617,068	1,075,210

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
1年内	1,191	-
1年超	1,787	-
合計	2,979	-

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い預金等の金融資産で運用を行っております。また、資金調達については、事業に必要な運転資金および設備資金を銀行借入により調達しております。有価証券取引およびデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金のほか、未払金、未払法人税等および未払消費税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に長期運転資金、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で2年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、当社の与信管理規程に従い、定期的取引先の信用状況を把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度(2021年12月31日)

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 長期借入金() 1	180,620	180,437	182
負債計	180,620	180,437	182

() 1 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

() 2 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

区分	2021年12月31日
敷金() 2	18,572

当事業年度(2022年12月31日)

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金	81,870	79,369	2,501
資産計	81,870	79,369	2,501
(1) 長期借入金()	96,060	95,759	300
負債計	96,060	95,759	300

() 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	617,068	-	-	-
売掛金	241,123	-	-	-
合計	858,191	-	-	-

当事業年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,075,210	-	-	-
売掛金	319,361	-	-	-
合計	1,394,571	-	-	-

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金()	4,560	4,560	171,500	-	-	-

() 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

当事業年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金()	4,560	91,500	-	-	-	-

() 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2022年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当事業年度(2022年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	79,369	-	79,369
資産計	-	79,369	-	79,369
長期借入金	-	95,759	-	95,759
負債計	-	95,759	-	95,759

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

敷金

返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 財貨取得取引における当初の資産計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
現金及び預金	544千円	544千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2014年5月26日	2016年7月25日	2019年12月27日	2020年11月30日
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員4名	当社取締役2名	当社従業員48名	当社取締役3名 当社従業員4名
株式の種類別 のストック・ オプションの 数	420,000株 (注)1	1,317,000株 (注)1	82,500株 (注)2	256,050株 (注)2
付与日	2014年5月30日	2016年8月10日	2019年12月27日	2020年11月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状 況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状 況」に記載のとおり であります。	権利行使時におい て、当社の取締役で あること。(注)3	「第4 提出会社の状 況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状 況」に記載のとおり であります。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。			
権利行使期間	自2016年6月1日 至2024年4月30日	自2017年9月1日 至2026年8月9日	自2022年1月1日 至2029年11月30日	自2022年12月1日 至2030年10月31日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、2019年11月15日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)および2022年6月15日付株式分割(普通株式1株につき15株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、2022年6月15日付株式分割(普通株式1株につき15株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 第2回新株予約権は、2022年6月30日までに全て行使されております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2022年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2022年6月15日付株式分割（普通株式1株につき15株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	361,500	-	66,225	250,050
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	361,500	-	66,225	250,050
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	-	480,000	-	-
権利確定	361,500	-	66,225	250,050
権利行使	-	480,000	8,865	11,265
失効	-	-	2,910	-
未行使残	361,500	-	54,450	238,785

単価情報

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (注) (円)	7	102	201	242
行使時平均株価 (円)	-	-	3,961	3,935
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

(注) 2019年11月15日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割および2022年6月15日付株式分割（普通株式1株につき15株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

4. 自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 自社株式オプションの内容

	第3回新株予約権 (自社株式オプション)
決議年月日	2017年6月30日
付与対象者の区分及び人数	株式会社日本政策金融公庫
株式の種類別のストック・オプションの数	6,800株 (注)
付与日	2017年7月7日
権利確定条件	-
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2017年7月7日から至2024年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2019年11月15日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。2022年3月14日に当該自社株式オプションは権利行使されているため、2022年6月15日付株式分割の影響は考慮していません。

(2) 自社株式オプションの規模及びその変動状況

自社株式オプションの数

	第3回新株予約権 (自社株式オプション)
権利確定前 (株)	
前事業年度末	6,800
付与	-
失効	-
権利確定	6,800
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	6,800
権利行使	6,800
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第3回新株予約権 (自社株式オプション)
権利行使価格 (注) (円)	2,900
行使時平均株価 (円)	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-

(注) 2019年11月15日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

5. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点においては、当社は株式を上場していないため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定しております。

6. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

7. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 2,308,700千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 82,570千円

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、第2回新株予約権が権利確定条件付き有償新株予約権となります。

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

(1)権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。

(2)新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

(1)権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。

(2)権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)1	29,444千円	- 千円
未払費用	-	2,544
未払事業税	4,538	8,403
賞与引当金	14,606	12,164
減価償却費超過額	13,130	1,639
前受収益	8,960	5,713
その他	3,948	1,950
繰延税金資産小計	74,628	32,417
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,441	1,037
評価性引当額小計	1,441	1,037
繰延税金資産合計	73,187	31,379

(注) 1. 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前事業年度(2021年12月31日)

	4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 6年以内 (千円)	6年超 7年以内 (千円)	7年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(1)	-	-	-	-	29,444	29,444
評価性引当額	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	29,444	(2) 29,444

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金29,444千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産29,444千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度(2022年12月31日)

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
住民税均等割	0.2	0.1
役員賞与引当金	4.7	2.7
所得拡大促進税制による税額控除	0.9	-
評価性引当額の増減	19.0	0.1
その他	0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.6	33.5

(資産除去債務関係)

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

サービスカテゴリー別	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
クラウドサービス	1,137,754	1,480,830
BPOサービス	37,041	107,351
その他サービス	17,996	14,997
顧客との契約から生じる収益	1,192,791	1,603,179
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	1,192,791	1,603,179

(注) 当社は、訪問看護ステーション向けサービス提供事業の単一セグメントであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針)「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	159,007	241,123
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	241,123	319,361
契約資産(期首残高)	-	-
契約資産(期末残高)	-	-
契約負債(期首残高)	36,296	48,392
契約負債(期末残高)	48,392	33,236

(注) 1. 顧客との契約から生じた債権

顧客との契約から生じた債権は、主に「クラウドサービス」「BPOサービス」の利用に伴う債権等で構成されており、これらの債権の回収期間は、主に1～2カ月以内であります。

2. 契約負債

契約負債は、「クラウドサービス」の契約に基づく履行に先立って受領した対価に関連するものであり、当社が契約に基づき履行した時点で収益に振り替えられるものであります。

当事業年度期首における契約負債のうち、当事業年度において収益に認識した金額は35,750千円であります。

当事業年度における契約負債の減少は、一括した利用料等の前払が減少したためであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

当社は訪問看護ステーション向けサービス提供事業の単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

当社は訪問看護ステーション向けサービス提供事業の単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(2021年1月1日 至2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外における外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客との取引がないため、記載を省略しております。

当事業年度(2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外における外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客との取引がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

種 類	名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期 末 残 高
主要株主 役 員	中野 剛人	当社代表 取締役社長	（所有） 直接 41.5%	-	新株予約権 の行使	49,504	-	-

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

新株予約権の行使については、2016年7月25日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自2021年 1 月 1 日 至2021年12月31日)	当事業年度 (自2022年 1 月 1 日 至2022年12月31日)
1 株当たり純資産額	79.84円	158.79円
1 株当たり当期純利益	53.95円	67.18円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	- 円	65.08円

- (注) 1 . 当社は、2022年 5 月18日開催の当社取締役会の決議に基づき、2022年 6 月15日付で普通株式 1 株につき15株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益および潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を算定しております。
- 2 . 当社は、2022年 9 月16日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、当事業年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
- 3 . 前事業年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、前事業年度において当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
- 4 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	504,155	1,105,106
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	544	-
(うち新株予約権 (千円))	(544)	(-)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	503,611	1,105,106
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	6,307,500	6,959,630

- 5 . 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2021年 1 月 1 日 至2021年12月31日)	当事業年度 (自2022年 1 月 1 日 至2022年12月31日)
当期純利益 (千円)	340,287	449,562
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	340,287	449,562
普通株式の期中平均株式数 (株)	6,307,500	6,691,857
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	-	216,381
(うち新株予約権 (株))	(-)	(216,381)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要	新株予約権 5 種類 (新株予約権 の数21,714個)。なお、新株予 約権の概要は「第 4 提出会社 の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。	-

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2023年2月16日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2023年3月29日開催の当社第11期定時株主総会(以下、「本株主総会」という。)において決議いたしました。

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。

2. 本制度の概要

本制度に基づき取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額500,000千円以内(うち社外取締役分は100,000千円以内)とし、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年35,000株以内(うち社外取締役分は7,000株以内。ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます)または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します)といたします。

取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。

その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所グロース市場における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます)の発行または処分に当たっては、当社と取締役との間において、一定期間(以下「譲渡制限期間」といいます)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を導入する予定であります。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	14,659	11,275	-	25,935	15,838	4,864	21,071
工具、器具及び備品	5,525	3,544	-	9,069	7,830	2,674	6,395
建設仮勘定	-	5,903	5,903	-	-	-	-
有形固定資産計	20,185	20,723	5,903	35,005	23,668	7,538	27,466
無形固定資産							
特許権	3,142	-	-	3,142	354	249	2,892
ソフトウェア	78,657	42,599	-	121,256	36,235	23,031	98,225
無形固定資産計	81,800	42,599	-	124,399	36,590	23,281	101,117

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	4,560	4,560	3.33	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	176,060	91,500	3.52	2024年2月～ 2024年8月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	180,620	96,060	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	91,500	-	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,364	948	1,139	1,381	1,791
賞与引当金	47,764	39,780	47,764	-	39,780
役員賞与引当金	60,000	60,000	60,000	-	60,000

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替および貸倒懸念債権の回収によるものであります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	690
預金	
普通預金	1,074,520
小計	1,074,520
合計	1,075,210

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)サンウェルズ	8,130
ソフィアメディ(株)	6,213
(株)東京リハビリテーションサービス	3,058
医療生協さいたま生協協同組合	2,808
(株)かなえるリンク	2,427
その他	296,722
合計	319,361

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
241,123	1,722,181	1,643,944	319,361	83.7	59.4

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．繰延税金資産

繰延税金資産は、31,379千円であり、その内容については、「1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (税効果会計関係)」に記載しております。

流動負債

イ．支払手形

該当事項はありません。

ロ．買掛金

相手先	金額(千円)
クラウドエース(株)	8,845
(株)エイブルコンピュータ	3,327
(株)イーネットソリューションズ	3,205
(株)アドヴァンス	1,106
その他	505
合計	16,990

ハ．未払法人税等

相手先	金額(千円)
法人税・地方法人税	119,734
事業税	27,480
都道府県民税・市民税	11,440
合計	158,655

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	-	739,764	1,157,577	1,603,179
税引前四半期(当期)純利益(千円)	-	335,247	529,866	676,053
四半期(当期)純利益(千円)	-	230,722	364,625	449,562
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	-	35.74	55.20	67.18

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	-	18.15	19.39	12.22

(注) 1. 当社は、2022年9月16日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしましたので、第1四半期及び第2四半期の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

2. 当社は、2022年6月15日付で普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 1 月 1 日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後 3 か月以内
基準日	毎年 12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年 12月31日、毎年 6月30日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に関する手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行います。 URL https://www.ewell.co.jp/ ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式数の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類
2022年8月12日近畿財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
2022年8月31日及び2022年9月8日近畿財務局長に提出。
2022年8月12日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第11期第3四半期）（自2022年7月1日 至2022年9月30日）2022年11月11日近畿財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
2022年9月16日近畿財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月29日

株式会社 eWeLL

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡本 伸吾 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池田 哲雄 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 eWeLL の2022年1月1日から2022年12月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 eWeLL の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

「iBow」をクラウドで提供するサービスに係る売上高の実在性及び正確性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（収益認識関係）に記載のとおり、当事業年度のクラウドサービスの売上高は1,480,830千円であり、売上高全体の92.4%を占めている。クラウドサービスのうち主なものは、訪問看護ステーション向け業務支援ソフトウェア「iBow」をクラウドで提供するサービスである。</p> <p>注記事項（重要な会計方針）に記載のとおり、会社は、クラウドサービスについて、顧客とのサービス利用契約に基づいたサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービス提供時点で定額料金及び従量課金に基づき収益を認識している。会社は、売上処理を行う際、表計算ソフトを利用して月次で基礎資料を作成し、金額を集計している。当該基礎資料を作成する過程において、サービス利用料金のうち定額料金部分は、月額の基本料金の金額を契約書から手作業で入力している。また、従量課金部分は、顧客である訪問看護ステーションに所属する看護師等による利用者宅への実際の訪問件数に単価を乗じて金額を算定しているが、利用者宅への実際の訪問件数はITアプリケーションに記録されている膨大な取引件数を手作業で転記している。</p> <p>当監査法人は、「iBow」をクラウドで提供するサービスに係る売上高について、会社の主たる事業から生じるものであり金額の重要性が高いこと、基礎資料作成時に手作業やITアプリケーションが介在し実在性及び正確性について特に慎重な対応が必要であることから、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、「iBow」をクラウドで提供するサービスに係る売上高の実在性及び正確性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制評価手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規契約締結時、受注担当部門の適切な権限者による事前承認を受ける内部統制の整備及び運用状況の評価 財務経理部門担当者が売上処理の基礎資料に定額料金部分の金額を契約書から手作業で入力した後、別の担当者による入力内容の事後チェックを受ける内部統制の整備及び運用状況の評価 利用者宅への実際の訪問件数を記録する情報処理統制の評価及び同統制の継続的かつ適切な運用を支援するIT全般統制の評価 <p>(2) 実証手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 売上処理の基礎資料上で算定された売上高と会計システムに記録されている売上高との整合性の検証 売上処理の基礎資料上の顧客単位の月次売上高を母集団とし、内部統制の評価結果を反映したサンプリングを実施し、抽出されたサンプルの金額と関連証憑（入金証憑）との突合 売上処理の基礎資料上の従量課金部分の金額が訪問件数に単価を乗じた金額となっていることを確かめるための再計算

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。